

愛知県・名古屋市折半保証  
第154回・第155・第156回  
名古屋高速道路債券



名古屋高速道路公社

1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」という。）において記載する「愛知県・名古屋市折半保証第 154 回・第 155 回・第 156 回名古屋高速道路債券」（以下「本債券」という。）は、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号。以下「公社法」という。）第 27 条の 2 に基づき、名古屋高速道路公社（以下「当公社」という。）が発行する公募債券です。
2. 本債券は、愛知県・名古屋市が折半して債務保証をしている公募債券です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定は適用されず、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は必要とされません。  
本説明書は、当公社の事業、財務の内容等について、公社法第 26 条に定める財務諸表等をもとに、当公社が任意に作成したものであり、金融商品取引法第 13 条第 1 項に基づく目論見書ではありません。  
また、本説明書においては、保証体である愛知県及び名古屋市にかかる開示はなされておられません。
4. 当公社の財務諸表は、公社法及び公社法施行規則（昭和 45 年建設省令第 21 号）並びに名古屋高速道路公社会計規程及び同実施細則に基づき作成され、公社法で規定する当公社監事による意見を付した上で、設立団体の長である愛知県知事及び名古屋市長に提出しているものです。  
なお、上記の財務諸表は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定は適用されないため、同条に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けておりません。

本説明書は、以下の場所に備え置き閲覧に供しています。

名古屋高速道路公社経営企画部企画課（予算・資金担当）  
名古屋市北区清水四丁目 17 番 30 号  
（名古屋高速道路公社黒川ビル 6 階）

---

電話番号：052-919-5639

## 目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第 1 募集要項	2
1 新規発行債券（5年債）	2
2 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）	5
3 新規発行債券（10年債）	6
4 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）	9
5 新規発行債券（15年債）	10
6 債券の引受け及び債券に関する事務（15年債）	13
7 新規発行による手取金の使途	14
第 2 募集又は売出しに関する特別記載事項	15
第二部 法人情報	17
第 1 法人の概況	18
1 主要な経営指標等の推移	18
2 沿革	20
3 事業の内容	21
4 関係会社の状況	40
5 職員の状況	40
第 2 事業の状況	41
1 業績等の概要	41
2 重点施策	48
3 事業等のリスク	49
4 経営上の重要な契約等	50
5 研究開発活動	50
6 財政状態及び経営成績の分析	50
第 3 設備の状況	52
1 設備投資等の概要	52
2 主要な設備の状況（事業資産）	52
3 設備の新設、除却等の計画	53
第 4 法人の状況	54
1 基本金の推移	54
2 役員の状況	54
3 コーポレート・ガバナンスの状況	56
第 5 財務の状況	57
1 財務諸表の作成方法	57
2 財務諸表の提出	57
3 財務諸表等	57
(1) 令和元事業年度	58
①監事の意見書	58
②財務諸表	59
〔参考〕キャッシュ・フロー計算書	63
(2) 平成 30 事業年度	64
①監事の意見書	64
②財務諸表	65
〔参考〕キャッシュ・フロー計算書	69

- (注) 1. 本説明書中の数値は、特に他の記載がない限り、令和2年4月1日現在のものです。
2. 本説明書中の表においては、数値が原則として四捨五入されているため、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
3. 当公社の事業年度は、各年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。なお、本説明書において、「令和元事業年度」又は「令和元年度」とは、平成31年4月1日に開始し、令和2年3月31日に終了した事業年度をいい、その他の表記もその例になります。
4. 本説明書中の道路の名称は、必要に応じて法令上の整備計画の路線名で表している場合と、管理上の路線呼称で表している場合があります。

# 第一部 証券情報

## 第1 募集要項

### 1 新規発行債券（5年債）

銘 柄	愛知県・名古屋市折半保証 第154回名古屋高速道路債券	振替債券の総額	8,000百万円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	8,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和3年2月5日
発行価格	額面100円につき 金100円	申込証拠金	額面100円につき金100円 とし、払込日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。
利率	年0.030%	払込期日	令和3年2月26日
利払日	毎年2月26日及び8月26日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償還期限	令和8年2月26日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和3年8月26日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月26日及び8月26日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2)償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>		
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p style="padding-left: 2em;">額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の元金は、令和8年2月26日にその総額を償還する。</p> <p>(2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3)本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>		

担	保	本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。		
保	証	本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和2年3月25日の愛知県議会及び令和2年3月17日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。		
財 務 上 の 特 約	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)		
	その他の条項	該当事項なし		
取	得	格	付	該当事項なし
摘	要	<p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1)本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2)受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3)受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和3年2月5日付愛知県・名古屋市折半保証第154回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>(4)受託会社が共同して行うこととされている事務の取扱については、株式会社三菱UFJ銀行をその代表者とする。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2)債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p>		

<p>摘要</p>	<p>(4)本債券の総額の10分の1以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6)債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の5分の1以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき</p> <p>②決議が不当の方法によって成立したとき</p> <p>③決議が著しく不公正なとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(7)本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べるることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8)債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9)本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10)本項の手續きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>    応募超過の場合は、別記「2 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>    上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。</p>
-----------	---



## 2 債券の引受け及び債券に関する事務（5年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	百万円 3,200	1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 22.5 銭とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	2,400	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	2,400	
計	—	8,000		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

### 3 新規発行債券（10年債）

銘 柄	愛知県・名古屋市折半保証 第155回名古屋高速道路債券	振替債券の総額	10,000百万円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申 込 期 間	令和3年2月5日
発 行 価 格	額面100円につき 金100円	申 込 証 拠 金	額面100円につき金100円 とし、払込期日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。
利 率	年0.155%	払 込 期 日	令和3年2月26日
利 払 日	毎年2月26日及び8月26日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償 還 期 限	令和13年2月26日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）までつけ、令和3年8月26日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月26日及び8月26日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2)償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の元金は、令和13年2月26日にその総額を償還する。</p> <p>(2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3)本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>		

担	保	本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。		
保	証	本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和2年3月25日の愛知県議会及び令和2年3月17日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)		
	その他の条項	該当事項なし		
取	得	格	付	該当事項なし
摘	要	<p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1)本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2)受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3)受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和3年2月5日付愛知県・名古屋市折半保証第155回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>(4)受託会社が共同して行うこととされている事務の取扱については、株式会社三菱UFJ銀行をその代表者とする。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2)債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p>		

<p>摘要</p>	<p>(4)本債券の総額の10分の1以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6)債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の5分の1以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき</p> <p>②決議が不当の方法によって成立したとき</p> <p>③決議が著しく不公正なとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(7)本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べるることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8)債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9)本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10)本項の手續きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>    応募超過の場合は、別記「4 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>    上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。</p>
-----------	--

#### 4 債券の引受け及び債券に関する事務（10年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	東京都千代田区丸の内 三丁目 3 番 1 号	百万円 4,000	1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 30 銭とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 9 番 2 号	3,000	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町 一丁目 5 番 1 号	3,000	
計	—	10,000		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

## 5 新規発行債券（15年債）

銘 柄	愛知県・名古屋市折半保証 第156回名古屋高速道路債券	振替債券の総額	10,000百万円
記名・無記名の別	—	発行価額の総額	10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申 込 期 間	令和3年2月5日
発 行 価 格	額面100円につき 金100円	申 込 証 拠 金	額面100円につき金100円 とし、払込期日に払込金に 振替充当する。申込証拠金 には利息を付けない。
利 率	年0.357%	払 込 期 日	令和3年2月26日
利 払 日	毎年2月26日及び8月26日	申 込 取 扱 場 所	別項引受金融商品取引業者 の本店及び国内各支店
償 還 期 限	令和18年2月26日	振 替 機 関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募 集 の 方 法	一般募集		
利 息 支 払 の 方 法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の利息は、払込期日の翌日から本債券を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までつけ、令和3年8月26日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年2月26日及び8月26日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2)償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>本債券の利息は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）（以下「社債等振替法」という。）及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>		
償 還 の 方 法	<p>1 償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の元金は、令和18年2月26日にその総額を償還する。</p> <p>(2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前日に繰り上げる。</p> <p>(3)本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、上記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>本債券の元金は、社債等振替法及び上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。</p>		

担	保	本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。		
保	証	本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）の定めるところにより、令和2年3月25日の愛知県議会及び令和2年3月17日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし (本債券は債務保証付であり、財務上の特約は付されていない。)		
	その他の条項	該当事項なし		
取	得	格	付	該当事項なし
摘	要	<p>1 社債等振替法の適用</p> <p>本債券は、社債等振替法の規定の適用を受けるものとし、同法第120条で準用する同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。</p> <p>2 募集の受託会社</p> <p>(1)本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2)受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>(3)受託会社は、本債券の発行要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和3年2月5日付愛知県・名古屋市折半保証第156回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。</p> <p>(4)受託会社が共同して行うこととされている事務の取扱については、株式会社三菱UFJ銀行をその代表者とする。</p> <p>3 時効</p> <p>本債券の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。</p> <p>4 公告の方法</p> <p>本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないと認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 本債券の債権者集会</p> <p>(1)本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。</p> <p>(2)債権者集会は、名古屋市において行う。</p> <p>(3)債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。</p>		

<p>摘 要</p>	<p>(4)本債券の総額の10分の1以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5)債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。</p> <p>(6)債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の5分の1以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。</p> <p>①債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定めに違反するとき</p> <p>②決議が不当の方法によって成立したとき</p> <p>③決議が著しく不公正なとき</p> <p>④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(7)本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べるることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。</p> <p>(8)債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。</p> <p>(9)本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。</p> <p>(10)本項の手續きに要する合理的な費用は公社の負担とする。</p> <p>6 募入方法</p> <p>    応募超過の場合は、別記「6 債券の引受け及び債券に関する事務（15年債）」欄記載の引受人の代表者が適宜募入額を定める。</p> <p>7 発行代理人及び支払代理人</p> <p>    上記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。</p>
------------	--



## 6 債券の引受け及び債券に関する事務（15年債）

債券の引受け	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	百万円 4,000	1 引受人は本債券の全額につき、共同して引受け並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2 本債券の引受手数料は額面 100 円につき金 35 銭とする。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9 番 2 号	3,000	
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	3,000	
計	—	10,000		
債券に関する事務	募集の受託会社の名称	住 所		
	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 1 号 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号		

## 7 新規発行による手取金の使途

### (1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
28,000 百万円	96 百万円	27,904 百万円

(注) 上記金額は、第 154 回名古屋高速道路債券、第 155 回名古屋高速道路債券及び第 156 回名古屋高速道路債券の合計額です。

### (2) 手取金の使途

上記の差引手取概算額27,904百万円は、全額を令和3年3月に償還期限を迎える名古屋高速道路債券等の借換資金に充当します。

## 第2 募集又は売出しに関する特別記載事項

### ソーシャルボンドとしての適合性について

当社は「ソーシャルボンド原則 2020（注1）」（以下「SBP2020」という。）等に即したソーシャル・ファイナンス・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。

本フレームワークに対する第三者評価として、株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）より、本フレームワークに従って実施する資金調達に SBP2020 に適合していることを表明するソーシャル・ファイナンスのセカンドオピニオン（注2）を取得しています。

（注1）「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2020」とは、国際資本市場協会（以下「ICMA」という。）が事務局機能を担う民間団体であるグリーン・ソーシャルボンド原則執行委員会（Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee）により策定されているソーシャルボンドの発行等に係るガイドラインです。

（注2）「ソーシャル・ファイナンスのセカンドオピニオン」とは、ソーシャルボンド発行等のフレームワークについて ICMA が策定する SBP2020 との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。

### ソーシャル・ファイナンス・フレームワークについて

当社はソーシャル・ファイナンスを目的として、SBP2020 が定める4つの要件（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポート）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

#### (1) 調達資金の用途

ソーシャル・ファイナンスで調達した資金は、高速道路の建設（新設）、改築に係る新規資金又は借換資金に充当します。

社会的課題	当社における取組み	
経済活動の広域化・交流人口の拡大	高速道路の新規建設・改良工事（改築）	・高速道路出入口の追加・改良等によるアクセス改善や高速道路ネットワーク機能を発揮するための整備及び改善
道路構造物の高齢化	高速道路の長寿命化対策	・大規模修繕計画に基づく事業の推進
	高速道路の維持管理	・維持管理の高度化・効率化と着実な点検・補修
巨大地震リスクの高まりと気象災害の激甚化	気候変動等を始めとした自然災害への対応力向上	・災害時の業務継続に向けた防災拠点整備の推進
お客様ニーズの多様化・高度化	更なる交通安全対策の実施及び道路交通情報提供の充実	・事故多発区間での交通安全対策の計画的実施 ・逆走車・歩行者等の立入対策の実施 ・道路情報板の視認性向上

#### (2) プロジェクトの評価と選定のプロセス

指定都市高速道路事業は、都市計画において定められ、関係法令に基づいて基本計画及び整備計画を策定し、事業を実施します。

事業採択後においても、国が定める評価要領に基づき、当社の設置する事業評価監視委員会にて再評価及び事後評価を実施し、事業の継続や中止、環境の影響を踏まえた必要措置等を判断します。

### (3) 調達資金の管理

調達資金は、地方道路公社法に基づきその他事業から区分された道路建設等事業に充当され、当社の会計システムにて適切に管理します。

調達資金の全額が事業に充当されるまでの間は、充当された金額及び未充当の金額等を当社のウェブサイト上にて、年次で開示予定です。また、調達資金の全額充当後においても充当状況に重要な変化がある場合には、必要に応じて同様の方法で開示を行う予定です。

調達資金が全額充当されるまでの間は、未充当の調達資金は現金又は現金同等物及び定款に定める方法に限定した運用にて管理します。

### (4) レポートニング

当社の事業に係る計画・実績について、事業計画や決算情報等を作成し、当社ウェブサイトにて公開します。

その他、当社業務全般や財務状況について、当社レポート等で公開します。詳細は当社ウェブサイト掲載の「ソーシャル・ファイナンス・フレームワークの概要について」をご確認ください。

## 第二部 法人情報

## 第1 法人の概況

### 1 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

決算年度	平成 27 事業年度	平成 28 事業年度	平成 29 事業年度	平成 30 事業年度	令和元 事業年度
経常収益	72,562	74,872	76,523	78,237	77,767
道路料金収入	71,781	74,099	75,739	77,389	77,002
道路管理費	18,855	24,463	32,852	36,271	37,986
償還準備金繰入 *1	41,951	39,304	32,994	31,881	30,371
支払利息 *2	8,822	8,095	7,522	6,904	6,193
有利子負債残高 *3	606,710	589,261	572,158	558,294	544,453
償還準備金 *4	581,105	620,409	653,403	685,285	715,656
基本金 *5	317,408	317,588	317,843	317,963	318,038
純資産額 *6	317,408	317,588	317,843	317,963	318,038
総資産額 *7	1,682,045	1,685,209	1,689,433	1,695,977	1,688,009
職員数 *8	160 人	160 人	160 人	164 人	174 人

- (注) 1. 当会社には議決権を所有する子会社及び関連会社がないため、連結財務諸表は作成していません。
2. 消費税は税込方式によっています。

#### 主要な経営指標等の説明

- \*1 償還準備金繰入＝毎期の道路事業に係る収入と金利を含む費用の差（収支差）
- \*2 支払利息＝道路債券利息＋借入金利息（愛知県借入金・名古屋市借入金、地方公共団体金融機構借入金、市中銀行等借入金）
- \*3 有利子負債残高＝道路債券＋愛知県借入金・名古屋市借入金＋地方公共団体金融機構借入金＋長期借入金（証書借入金）
- \*4 償還準備金＝償還準備金繰入の累計
- \*5 基本金＝愛知県・名古屋市の出資金
- \*6 純資産額＝愛知県・名古屋市の出資金
- \*7 総資産額＝流動資産＋固定資産＋繰延資産＝資産合計
- \*8 職員数＝各年度4月1日現在の定員数

[参考] 高速道路事業における主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

決算年度	平成 27 事業年度	平成 28 事業年度	平成 29 事業年度	平成 30 事業年度	令和元 事業年度
営業中道路に係る収益 *9	72,562	74,872	76,523	78,237	77,767
営業中道路に係る費用 *10	30,611	35,568	43,529	46,355	47,396
償還準備金繰入	41,951	39,304	32,994	31,881	30,371
収支率 *11	42.2%	47.5%	56.9%	59.2%	60.9%
道路資産 *12	1,665,048	1,665,732	1,666,611	1,667,271	1,667,271
償還準備金	581,105	620,409	653,403	685,285	715,656
要償還額 *13	1,083,943	1,045,323	1,013,208	981,986	951,615
償還率 *14	34.9%	37.2%	39.2%	41.1%	42.9%

高速道路事業における主要な経営指標等の説明

\*9 営業中道路に係る収益＝道路料金収入＋ETC マイレージ還元負担金収入＋業務雑収入＋業務外収益＋特別利益（ETC マイレージ引当金戻入益）

\*10 営業中道路に係る費用＝道路管理費＋貸倒引当金繰入＋ETC マイレージ還元負担金＋ETC マイレージ引当金繰入＋一般管理費（一般管理費、賞与引当金繰入、退職給与引当金繰入、減価償却費）＋業務外費用

\*11 収支率（％）＝（営業中道路に係る費用／営業中道路に係る収益）×100

\*12 道路資産＝営業中道路投資額（事業資産（道路））－資産見返交付金

\*13 要償還額＝道路資産－償還準備金

\*14 償還率（％）＝（償還準備金／道路資産）×100

## 2 沿革

### (1) 設立までの経緯

名古屋都市高速道路の構想の具体化は、昭和 36 年、建設省から大都市幹線街路調査の委託を受けた愛知県及び名古屋市の基礎調査からで、同年 10 月の運輸大臣の諮問機関である「都市交通審議会」の答申において、名古屋都市高速道路の必要性が強調されました。

ついで昭和 38 年 6 月に、建設省中部地方建設局、愛知県、名古屋市及び日本道路公団名古屋支社で構成される「名古屋都市高速道路調査連絡会」が発足し、都市高速道路計画に関する調査事務の調整、基本計画の作成に着手しました。

さらに昭和 39 年 3 月に、建設省、愛知県、名古屋市を始め報道機関、産業界の代表者及び学識経験者からなる「名古屋大都市整備計画懇談会」が設立され、1 年余りの討議の結果、整備計画の基本構想が昭和 40 年 6 月にまとめられました。このなかで、構想実現のため最も基本となるのは都市交通体系の整備であるとし、名古屋環状 2 号線と一体となって名古屋市への流出入交通の円滑化を図るとともに、平面街路の交通渋滞を緩和するため、都市高速道路の必要性と緊急性が強調されました。

これらを受けて昭和 42 年 4 月、愛知県土木部に愛知県及び名古屋市の職員で構成する「都市高速道路調査室」が設置され、本格的に計画立案に取り組むに至りました。

また、同年 6 月、地元関係機関、団体、地元選出国會議員により「名古屋都市高速道路建設促進期同盟会」が発足し、都市高速道路建設の促進運動が繰り広げられました。

このような経緯を経て、昭和 45 年度政府予算に、名古屋高速道路を建設するため 5 億 8,500 万円が計上されるとともに、昭和 45 年 5 月、公社法が制定されました。

同年 9 月 24 日、全国にさきがけ、愛知県及び名古屋市の出資により当公社が設立されました。

### (2) 当公社設立以降

年	月	事 項
昭和 45 年	9 月	当公社の設立 建設大臣、名古屋都市高速道路の都市計画の認可 愛知県知事、名古屋都市高速道路の都市計画（総延長 57.5km）の決定
昭和 45 年	12 月	建設大臣、整備計画（総延長 57.9km、工期昭和 54 年度）の許可（当初計画）
昭和 46 年	3 月	第 1 回名古屋高速道路債券を発行
昭和 52 年	5 月	建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 41.26km、工期昭和 62 年度）
昭和 62 年	12 月	建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 41.4km、工期平成 9 年度）
平成 4 年	8 月	建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 44.8km、工期平成 9 年度）
平成 6 年	2 月	愛知県知事、名濃道路の都市計画を決定
平成 6 年	11 月	建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 53.1km、工期平成 12 年度）
平成 8 年	1 月	建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 60.1km、工期平成 16 年度）
平成 8 年	11 月	愛知県知事、名岐道路の都市計画を決定
平成 9 年	3 月	建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 69km、工期平成 16 年度）
平成 10 年	2 月	建設大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 17 年度）
平成 12 年	9 月	建設大臣、整備計画の変更の許可 （国土開発幹線自動車道（以下「国幹道」という。）との連結路の組入れ、総延長 81.2km、工期平成 17 年度）
平成 17 年	2 月	国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 22 年度）
平成 18 年	2 月	国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 22 年度）
平成 22 年	2 月	国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 25 年度）
平成 25 年	1 月	国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期平成 30 年度）
平成 30 年	6 月	国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期令和 2 年度）
令和 2 年	7 月	国土交通大臣、整備計画の変更の許可（総延長 81.2km、工期令和 9 年度）



### 3 事業の内容

#### (1) 当社の概要

- ① 目的 当社は、名古屋市の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としています。
- ② 設立団体 愛知県、名古屋市
- ③ 基本財産 (基本金) 318,248 百万円 (二団体が二分の一ずつ出資)  
(令和 2 年 5 月 27 日付 定款変更)
- ④ 業務の範囲 当社は、公社法及び当公社定款により、主に次の業務を行います。
  - イ. 有料の指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
  - ロ. 国や地方公共団体等の委託に基づき、指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理
  - ハ. 有料の自動車駐車場の建設及び管理
  - ニ. イ. の指定都市高速道路の建設と一体となって建設することが適当である事務所などの建設及び管理
  - ホ. 上記に掲げる業務に附帯する業務

#### (2) 国及び愛知県、名古屋市との関係

##### ① 公社法に基づく主な認可、承認等

##### イ. 設立 (公社法第 8 条、第 9 条)

道路公社を設立しようとする地方公共団体は、議会の議決を経、かつ、定款及び業務方法書を作成して国土交通大臣の認可 (あらかじめ総務大臣への協議) を受けなければならないこととなっています。

当社は、昭和 45 年 7 月に愛知県議会、同年 8 月に名古屋市会の議決を経て、同年 9 月 21 日に建設大臣 (当時) の設立認可を受け、同月 24 日に設立されました。

##### ロ. 定款及び業務方法書の変更 (公社法第 5 条、第 22 条)

国土交通大臣の認可を受けなければならないこととなっています。

なお、定款変更が、基本計画の変更、業務の範囲の変更若しくは基本財産の額の増加であるときは、設立団体があらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

##### ハ. 役員任命 (公社法第 13 条)

当社の理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされています。

当社の副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

##### ニ. 予算、事業計画及び資金計画 (公社法第 24 条)

毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の開始前に設立団体の長の承認を受けることとされています。

ホ. 財務諸表等の提出（公社法第 26 条）

毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）を作成し、決算完結後 2 ヶ月以内に設立団体の長に提出することとされています。

なお、愛知県知事及び名古屋市長は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項に基づき、当公社の経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出することとされています。

へ. 報告及び検査（公社法第 38 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務及び資産の状況に関する報告を求め、又はその職員に検査させることができます。

ト. 監督命令（公社法第 39 条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、当公社の業務に関し、監督上必要な命令をすることができます。

チ. 監督権限（地方道路公社法施行令第 8 条）

上記公社法第 38 条第 1 項又は第 39 条の規定による権限は、設立団体の長が行うものとされており、国土交通大臣については、ただし書きにより、特に必要があると認めるときは、これらの権限を行うことができますとされています。

②道路整備特別措置法（「特措法」という。以下この項において同じ。）に基づく主な許可等

イ. 整備計画（特措法第 12 条、第 16 条）

当公社が指定都市高速道路を新設又は改築しようとするときは、整備計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされており、道路管理者が同意をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならないこととされています。

ロ. 料金及び料金徴収期間（特措法第 13 条、第 16 条）

国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされており、これを変更しようとするときも同様とされています。

なお、認可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者の同意を得なければならないこととされています。

③愛知県及び名古屋市等による監査等

イ. 愛知県監査委員事務局及び名古屋市監査事務局による監査等

当公社は、地方自治法第 199 条第 7 項に基づき、愛知県監査委員事務局及び名古屋市監査事務局による監査を受けています。（不定期）

直近では、令和元年 9 月 6 日から令和元年 11 月 22 日にかけて、平成 30 事業年度を対象とした愛知県監査委員事務局による監査を、令和 2 年 4 月 9 日から令和 2 年 11 月 5 日にかけて、令和元事業年度を対象とした名古屋市監査事務局による監査を受けています。

ロ. 愛知県及び名古屋市の包括外部監査人による監査

当社は、地方自治法第 252 条の 37 に基づき、愛知県及び名古屋市の包括外部監査人による監査の対象となっています。（不定期）

直近では、平成 22 年 8 月 4 日から平成 23 年 1 月 11 日にかけて、平成 21 事業年度を対象とした愛知県包括外部監査人による監査を受けています。

ハ. 会計検査院による検査

当社は、会計検査院法第 23 条第 1 項第 3 号の規定により会計検査院による検査を受けています。

直近では、平成 17 年 2 月 14 日から 2 月 18 日にかけて、国土交通省所管都市高速道路整備資金貸付金等を対象とした検査を受けています。

〔参考〕当公社に関連する法律の概要について

○都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定める法律です。当社は、本法に基づく都市計画において定められた指定都市高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うことができます。

○地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）

地方道路公社の設立目的等を定めるとともに、出資、組織、業務範囲、財務会計、国、地方公共団体等の監督等について規定しています。

○道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）

道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定める法律です。当社が新設、改築等を行うことができる名古屋高速道路も本法に基づくものです。

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方自治法第 199 条第 7 項後段及び同法施行令第 140 条の 7 第 1 項では、地方公共団体の監査委員は、必要があると認めるとき又は地方公共団体の長の要求があるときは、当該地方公共団体が出資金の 4 分の 1 以上を出資している法人を監査することができる」と規定しています。当社は、この法人に該当し、愛知県及び名古屋市の監査を受けています。

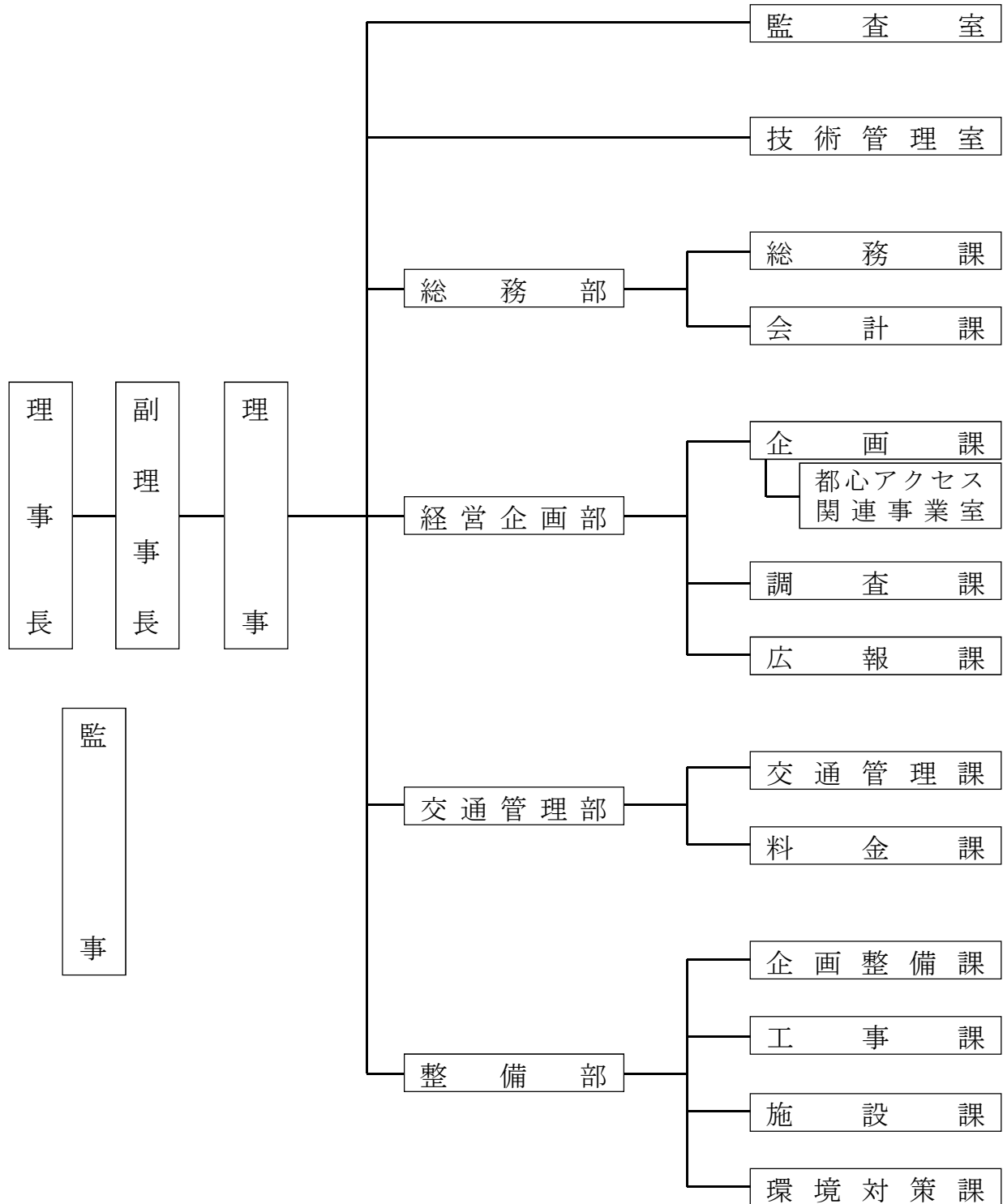
○会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）

会計検査院法第 23 条第 1 項第 3 号では、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計を検査することができる」と規定しています。当社はこの規定に基づき会計検査院の検査を受けています。

(3) 当社の組織

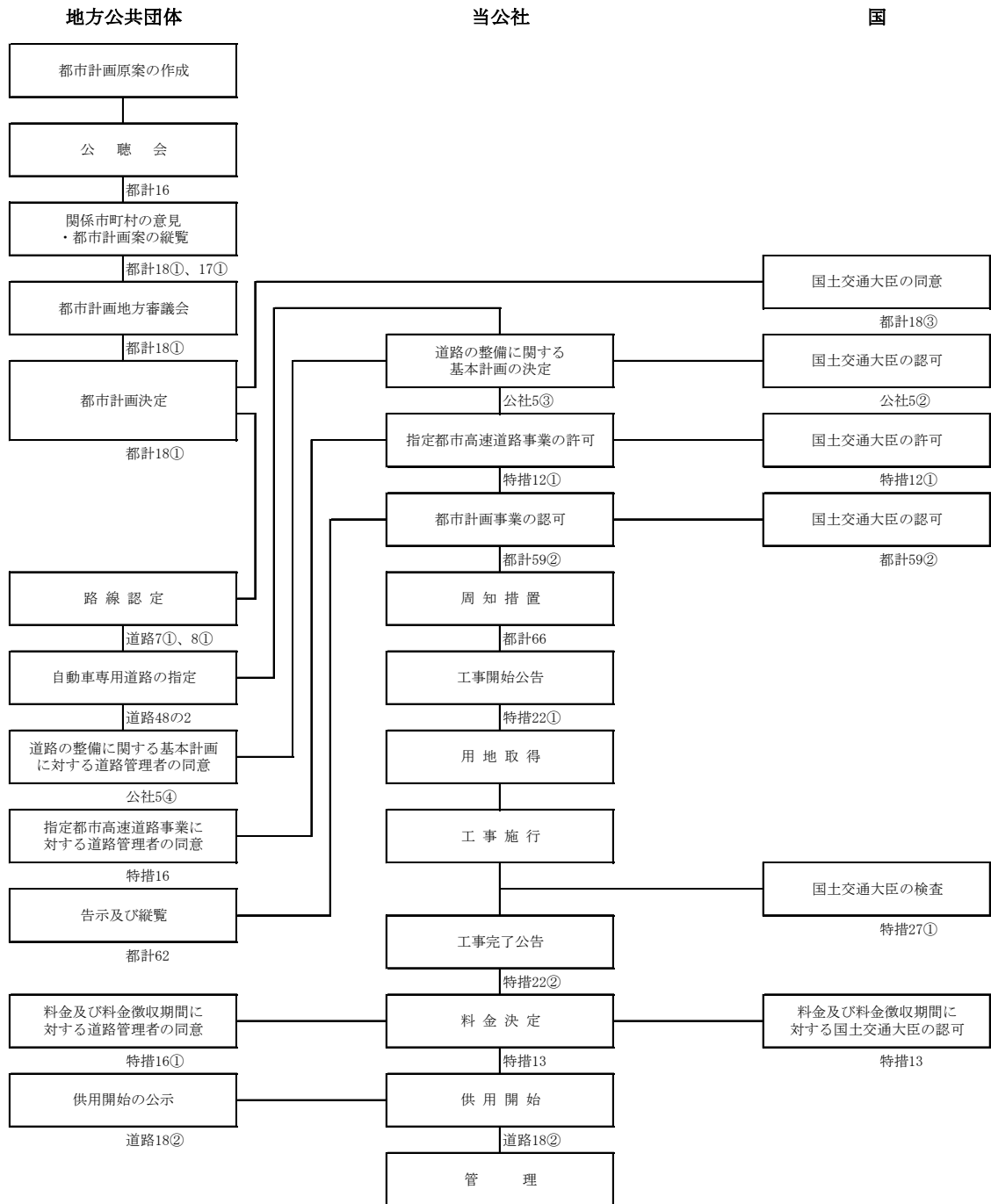
当社における組織体制は、以下のとおりです。

(令和2年4月1日現在)



(4) 事業の流れ

名古屋高速道路の計画決定から供用開始、管理までの主な事業の流れは、以下のとおりです。



凡例 都計：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）  
 公社：地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）  
 特措：道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）  
 道路：道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

(5) 当社の事業の概要

当社が現在行っている主な業務は、名古屋高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理です。

①事業計画

イ. 基本計画

名古屋高速道路の基本計画は、名古屋都市圏の基幹道路網として、昭和45年9月に当社定款に定められており、平成19年8月までに6回の変更を経て、現在に至っています。

基本計画			(参考)
路線	起点	終点	路線延長
高速1号			約17.1km
高速1号	名古屋市中川区島井町	名古屋市千種区鏡池通	
高速1号四谷高針線	名古屋市千種区鏡池通	名古屋市名東区猪高町	
高速2号	名古屋市北区大我麻町	名古屋市緑区大高町	約20.6km
高速3号			約21.9km
高速名古屋朝日線	名古屋市中村区名駅四丁目	清須市朝日	
高速名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅四丁目	東海市新宝町	
高速分岐2号	名古屋市西区那古野二丁目	名古屋市東区泉二丁目	約2.2km
高速分岐3号	名古屋市中川区山王三丁目	名古屋市昭和区御器所一丁目	約2.3km
高速名古屋小牧線	名古屋市北区大我麻町	小牧市大字村中	約8.2km
高速清須一宮線	清須市朝日	一宮市緑四丁目	約8.9km
計			約81.2km

[参考] 公社法第5条 道路公社は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

七 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条の一般国道、都道府県道及び市町村道をいう。以下同じ。）の整備に関する基本計画

路線網の立案に当たっての基本方針は、都心と市街地周辺との連絡です。名古屋市の外周部には、名古屋第二環状自動車道が配置され、さらにその外側には東名、名神高速道路等の国幹道があり、名古屋高速道路は、都心から主要な6方向に放射状に伸びて、これらの国幹道等に接続する計画です。

主要な方向としては、

- 小牧方面（国道41号、名神高速道路）
- 一宮方面（国道22号）
- 四日市方面（東名阪自動車道）
- 知多方面（知多半島道路、国道247号バイパス）
- 岡崎方面（国道23号）
- 豊田方面（東名高速道路、国道153号）

を選んでおり、共に集中交通量の多い放射道路です。

このうち、交通需要が大きい南北方向に2路線、東西方向に1路線の3路線と、南北2路線相互を連絡する2分岐線によって構成されています。これらは都心部で環状ルートを形成し、都心部から主要方向への放射部は、往復通行とし、都心部は分岐線を経由する都心環状一方通行方式（時計回り循環方式）を採用しています。

ロ. 整備計画

名古屋高速道路の整備計画では、基本計画全線（81.2km）を令和9年度までに、17,470億円（概算額）をもって建設することになっています。

路線名及び新設する区間

路線名	新設する区間		路線延長
	起点	終点	
愛知県道 高速名古屋朝日線	名古屋市中村区名駅四丁目	清須市朝日	約 7.6km
愛知県道 高速名古屋新宝線	名古屋市中村区名駅四丁目	東海市新宝町	約 14.3km
名古屋市道 高速1号	名古屋市中川区島井町	名古屋市千種区鏡池通	約 13.5km
名古屋市道 高速1号四谷高針線	名古屋市千種区鏡池通	名古屋市名東区猪高町	約 3.6km
名古屋市道 高速2号	名古屋市北区大我麻町	名古屋市緑区大高町	約 20.6km
名古屋市道 高速分岐2号	名古屋市西区那古野二丁目	名古屋市東区泉二丁目	約 2.2km
名古屋市道 高速分岐3号	名古屋市中川区山王三丁目	名古屋市昭和区御器所一丁目	約 2.3km
愛知県道 高速名古屋小牧線	名古屋市北区大我麻町	小牧市大字村中	約 8.2km
愛知県道 高速清須一宮線	清須市朝日	一宮市緑四丁目	約 8.9km
計			約 81.2km

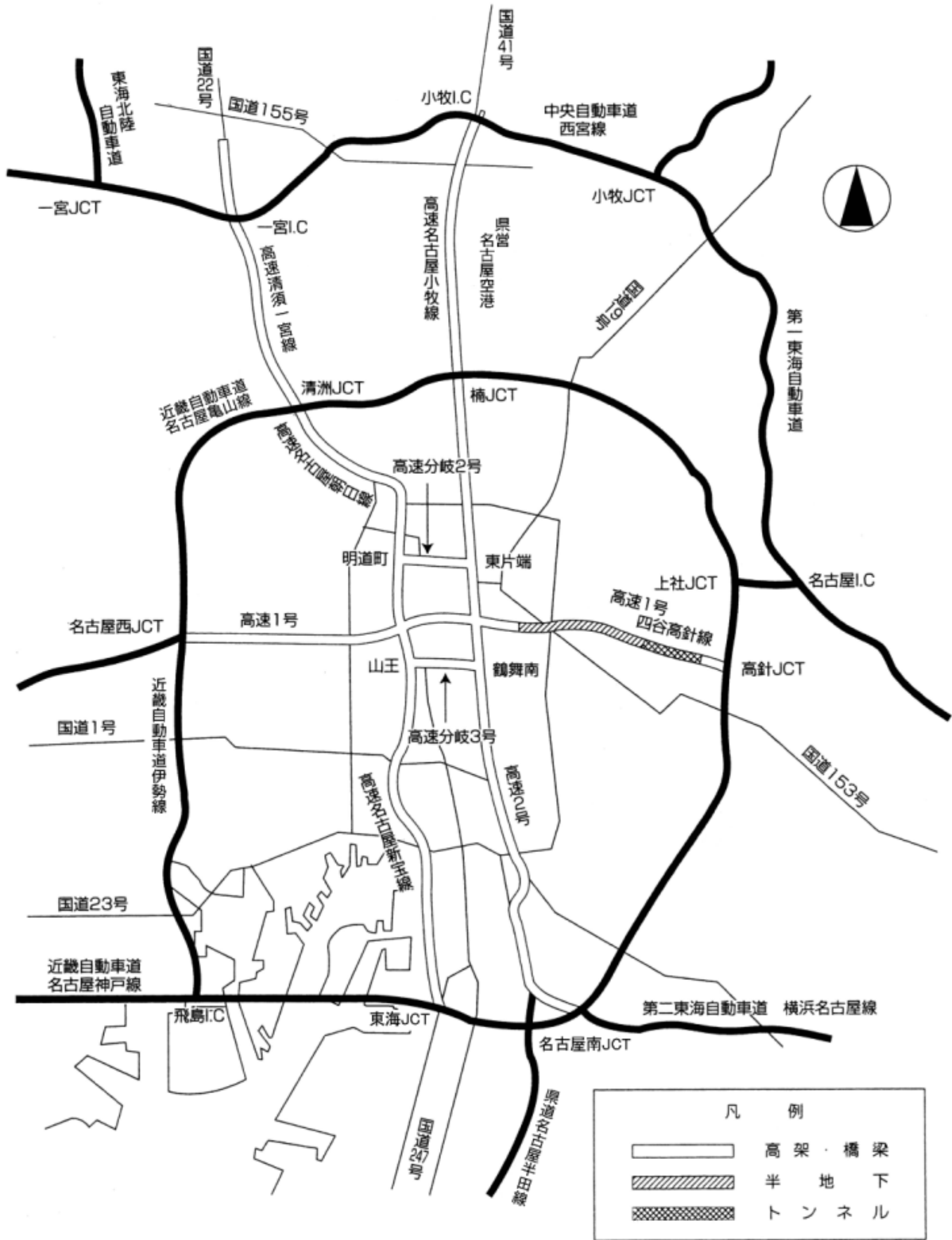
〔参考〕 道路整備特別措置法

（地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築）

第12条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文若しくは第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

- 一 政令で指定する人口50万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。
  - 二 道路法第48条の2第1項の規定による指定を受けた自動車のみ的一般交通の用に供する道路で都市計画において定められたものであること。
- 2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 整備計画
  - 二 工事実施計画

整備計画概略図





②管理の概要

名古屋高速道路の開通区間の概要は、以下のとおりです。

路線呼称 及び 開通区間	高速都心環状線	都心環状線部		
	高速1号楠線	東片端 JCT～楠 JCT		
	高速2号東山線	新洲崎 JCT～高針 JCT		
	高速3号大高線	鶴舞南 JCT～名古屋南 JCT		
	高速4号東海線	山王 JCT～東海 JCT		
	高速5号万場線	新洲崎 JCT～名古屋西 JCT		
	高速6号清須線	明道町 JCT～清洲 JCT		
	高速11号小牧線	楠 JCT～小牧 IC		
	高速16号一宮線	清洲 JCT～一宮市緑四丁目		
構造基準	道路構造令第2種第2級及び第1級			
道路規模	供用	約 81.2km		
	構造	高架一層式 一部高架二層式 一部半地下及びトンネル構造		
	車線	往復分離4車線 都心環状一方向3車線		
	幅員	一車線幅員 3.25m又は 3.5m		
工事期間	昭和46年度～平成25年度			
開通時期	1. 昭和54年7月25日	高辻～大高	10.9km	
	2. 昭和60年5月7日	東新町～高辻、東別院～鶴舞南 JCT	4.1km	
	3. 昭和61年10月27日	名古屋西 JCT～白川	7.3km	
	4. 昭和62年8月31日	名駅～新洲崎 JCT	0.8km	
	5. 昭和63年4月26日	白川～吹上	(2.7km)	
		新洲崎 JCT～山王	(1.0km)	
		山王～東別院	(1.2km)	4.9km
	6. 昭和63年12月21日	楠～萩野 (平成6年11月16日～平成7年9月19日通行止)	2.2km	
	7. 平成元年3月29日	堀田出口		
	8. 平成元年6月16日	堀田入口、東別院入口		
	9. 平成3年3月19日	楠 JCT 連絡路		0.1km
10. 平成6年9月12日	名駅～明道町	(1.1km)		
	明道町～丸の内	(0.6km)	1.7km	
11. 平成7年9月19日	丸の内～東片端 JCT	(1.6km)		
	萩野～東新町 名駅入口	(4.3km)	5.9km	

開 通 時 期	12. 平成 8 年 10 月 14 日	大高出口	
	13. 平成 9 年 3 月 27 日	大高入口	
	14. 平成 9 年 10 月 13 日	黒川出入口	
	15. 平成 11 年 11 月 11 日	丸の内入口	
	16. 平成 12 年 12 月 11 日	吹上～四谷（西行）	3.5km
	17. 平成 13 年 3 月 10 日	楠 JCT～小牧南	5.4km
	18. 平成 13 年 6 月 1 日	吹上～四谷（東行）	(3.0km)
	19. 平成 13 年 10 月 19 日	小牧南～小牧 IC	2.8km
	20. 平成 14 年 4 月 24 日	小牧北入口	
	21. 平成 15 年 3 月 23 日	大高～名古屋南 JCT	0.1km
	22. 平成 15 年 3 月 29 日	四谷～高針 JCT	3.6km
	23. 平成 17 年 2 月 11 日	清洲 JCT～一宮	8.9km
	24. 平成 19 年 12 月 9 日	明道町 JCT～清州 JCT	7.0km
	25. 平成 22 年 9 月 4 日	山王 JCT～六番北	2.8km
	26. 平成 23 年 11 月 19 日	木場～東海 JCT	5.3km
	27. 平成 25 年 11 月 23 日	六番北～木場	3.9km
	料 金	名 古 屋 線	普通車 780 円、大型車 1,570 円
尾 北 線		普通車 370 円、大型車 730 円 (特定料金区間：普通車 210 円、大型車 420 円)	
料金收受時間	0 時～24 時		
通 行 条 件	速 度 制 限	本線部分	60km/h、80km/h
		連結部分（JCT）、トンネル	50km/h
		ランプ部分	40km/h、30km/h
	車 両 制 限	車両制限令第 3 条による。 ただし、特別に許可を受けた車両は除く。 重量：総重量 25 t、軸重 10 t 寸法：幅 2.5m、高さ 4.1m（一部 3.8m）、長さ 12.0m	

開通区間及びランプ箇所図



### ③都市高速道路の特性

都市高速道路は自動車のための専用道路で、信号交差点がなく定速で走りやすい構造になっていることから、一般道路と比べてより少ない車線数で大量の交通を通行させることができます。したがって、土地の制約が大きく大量の自動車交通が発生する都市圏では、大変有用な道路といえます。

また、定速走行が可能なことから、一般道路に比べ、燃費効率の向上、大気汚染物質排出量の低減、効果的な騒音対策が可能であるなど、環境対策面でも優れた特性を持っており、さらに、交通事故も少ないなど、様々な利点を持っています。

しかし、現実には都市内の道路網が完成しているわけではありません。限られた予算の中で、計画されているすべての道路網を早期に整備するには相当の期間を要します。このため、有料道路制度を活用して都市高速道路の一層の整備促進を図ることが都市の渋滞対策、環境対策に大きく寄与するものと考えています。

### ④当社の料金制度

一般道路は税金でつくられていることから無料となっています。しかしながら、税金だけでは整備が間に合わないため、名古屋高速道路は有料道路として、借入金で建設し料金収入により一定の期間内に返済していく仕組みとなっています。

この仕組みに基づき、料金制度は次の考え方で定められています。

#### イ. 通行料金決定の基本的考え方

##### ア) 償還主義

一定期間中の総収入が総費用と等しくなるように通行料金が決定されています。  
(営利目的でないことから、利潤は含んでいません。)

##### イ) 公正妥当主義

他の交通機関や有料道路の料金、物価水準等に比較し社会的経済的に妥当と認められるよう決定されることになっています。

#### ロ. 料金プール制

名古屋高速道路においては、ネットワークの観点から現在供用されている区間全体が、自動車交通上密接な関連を有する道路であると国土交通大臣により定められていることから、その道路網の収支を一体として考える料金プール制が採られています。

#### ハ. 均一料金制と対距離料金制

一般的に、有料道路の料金は、利用する距離に応じて決まる「対距離料金制」と距離にかかわらず均一とする「均一料金制」の二つの制度があります。

名古屋高速道路では、昭和54年の第1期開通時より、当時の他の都市高速道路である首都高速道路や阪神高速道路と同様に、都市内の大量の交通を効率よく円滑に処理できるようにすることを目的として、料金収受の時間が短時間で済む簡素な料金体系である「均一料金制」を採用してきており、現在に至っています。

また、都市高速道路が利用形態の異なる圏域にまたがる場合には別の料金圏として料金設定することが合理的と考えられることから、名古屋高速道路においては、名古屋線料金圏と尾北線料金圏（高速11号小牧線・高速16号一宮線）を設定しています。

なお、首都高速道路や阪神高速道路においては、国の審議会（社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会）における高速道路料金見直しの議論を経て、首都高速道路では平成28年4月より、阪神高速道路では平成29年6月より「対距離料金制」へ移行されました。

名古屋高速道路を含む中京圏の高速道路料金見直しについても、国の審議会の議論等を経て、名古屋高速道路においては、名古屋第二環状自動車道（名古屋西 JCT～飛島 JCT 間）の開通に合わせて「対距離料金制」を基本とした新たな料金体系へ移行することとなっています。

## ニ. 料金徴収期間

名古屋高速道路の料金徴収期間は、換算起算日から 40 年以内とされていましたが、老朽化及び震災への対応として大規模修繕を実施するため、平成 27 年度に新規制度として、50 年以内とすることが認められました。さらに令和 2 年、適正な料金水準のもとで債務を確実に償還しつつ、必要な高速道路ネットワークを整備するため、地方道路公社の償還期間が 60 年以内に延長されました。

料金徴収期間の換算起算日については、当初、最初の開通の日からとされていましたが、後から建設された路線の建設費を短期間で償還しなければならないため、料金水準が急激に上昇することになってしまいます。

そこで、各路線の建設費と開通日とを加重平均して、料金徴収期間の換算起算日を算出する方法を採用しています。

## ホ. 料金の決定手続き

当社が作成した料金案について、道路管理者（愛知県及び名古屋市）の同意を受けた後、国土交通大臣の認可を得る手続きが必要となります。

当社は、上記料金案の作成に先立ち、お客様からのご意見を聴取するとともに、当公社理事長より、有識者等からなる「料金問題調査会」に諮問し、その答申に基づいて料金案を作成することとしています。

(6) 名古屋高速道路の料金

①料金

料 金 圏	普通車	大型車
名古屋線	780 円	1,570 円
尾北線（小牧線・一宮線）	370 円	730 円
尾北線（特定料金区間※）	210 円	420 円

※楠 JCT⇄豊山南出入口、

堀の内入口⇒小牧北出口・小牧 IC

②割引

イ. 障がい者割引

身体障がい者が自ら運転する場合及び、重度の身体障がい者、重度の知的障がい者を乗せて介護者が運転する場合、現金又は ETC で徴収する通行料金を 50%割引します。

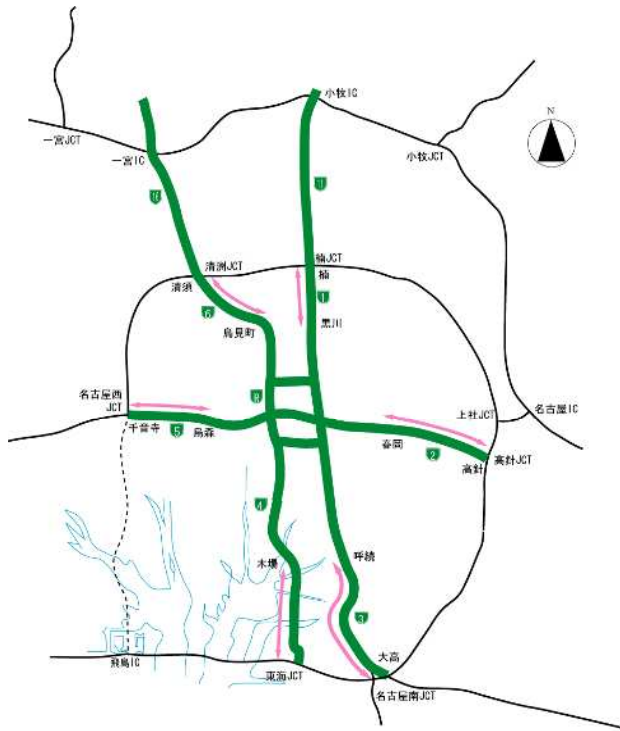
ロ. ETC の料金割引

○距離の要素の割引

◆ETC 端末特定区間割引

（普通車：200 円引、大型車：400 円引）

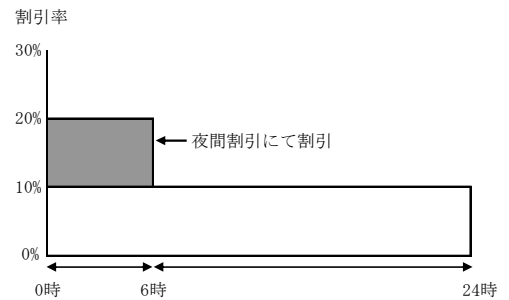
- ・黒川～楠
- ・春岡～高針
- ・呼統～大高
- ・烏森～千音寺
- ・烏見町～清須
- ・木場～東海



○時間帯・曜日に応じた割引

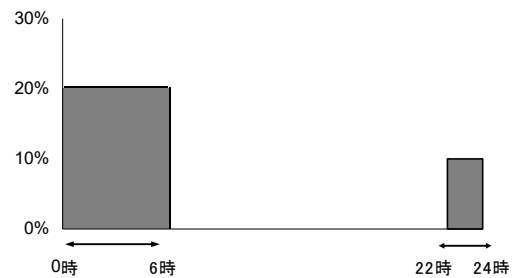
◆ETC 日曜・祝日割引

日曜日及び祝日に通行した ETC 無線通行車に対して 10%の割引を行います。  
日曜日・祝日の時間帯による割引率は夜間割引と合わせて右図のとおりです。



◆ETC 夜間割引

夜間の時間帯に通行した ETC 無線通行車に対して 10%又は 20%の割引を行います。



○利用頻度に応じた割引

◆名高速一般向け ETC マイレージ割引

基本 ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	100円に つき
1通行ごと 100円につき 1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

◆名高速 ETC コーポレートカード割引

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	4%
1万円を超え2万円以下の部分	7%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%



(7) 当会社の資金調達について

当会社では、建設事業に必要な資金を、国、設立団体、民間から受け入れるとともに、元金償還に必要な資金の一部を民間から借り入れています。

①資金計画

現行の整備計画に係る資金計画は、下表のとおりです。

(単位:百万円)

	国の助成対象額						交付金	計
	出資金	無利子貸付金	特別転貸債	民間資金	金融機構資金 (旧公庫資金)	小計		
資金計画	327,610	478,249	554,862	347,034	32,223	1,739,978	7,022	1,747,000
令和元年度末まで	318,038	462,239	532,370	330,977	32,223	1,675,847	7,022	1,682,869

②各資金の内容及び借入(受入)状況

イ. 出資金

公社法第4条の規定により、設立団体である愛知県及び名古屋市から出資を受けています。

令和元年度末までにおける出資金受入総額(基本財産の額)は、次のとおりです。

愛知県	159,019,000千円
名古屋市	159,019,000千円
計	318,038,000千円

ロ. 無利子貸付金

道路整備特別措置法第20条の規定により、国から無利子貸付金(有料道路整備資金貸付金、道路事業資金収益回収特別貸付金)の貸付けを受けています(公社法第28条の規定による愛知県及び名古屋市の債務保証を得ています)。その償還期間は、20年(うち据置5年)です。

令和元年度末までにおける無利子貸付金借入総額は、462,239,000千円です。

ハ. 特別転貸債

設立団体である愛知県及び名古屋市が、地方債として財務省財政投融资特別会計から借り入れたものを、同日、同一条件で設立団体から証書借入れにより貸付けを受けています。その償還期間は、20年(うち据置5年)です。

令和元年度末までにおける特別転貸債借入総額は、次のとおりです。

愛知県	266,185,000千円
名古屋市	266,185,000千円
計	532,370,000千円

## ニ. 民間資金

設立団体及び国からの公的資金のほかに、機関投資家等から幅広く資金調達ができる市場公募債等の民間資金を調達しています（愛知県及び名古屋市の債務保証を得ています。）。

令和元年度末までにおける民間資金借入総額は、1,528,088,500千円（建設事業費として330,977,010千円、元金償還へ充当する借換資金として1,197,111,490千円）です。

## ホ. 金融機構資金

昭和58・59年度に限り、地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫)から証書借入れにより貸付けを受けましたが、その後、平成11年度から再度、民間資金の一部を補完するため金融機構資金(旧公庫資金)の貸付けを平成19年度まで受けています（愛知県及び名古屋市の債務保証を得ています。）。その償還期間は、20年（内据置5年）（ただし、平成11年度は、据置3年の10年償還）です。

令和元年度末までにおける金融機構資金借入総額は、32,223,490千円です。

## ヘ. 交付金

関連街路分担金に対する一定の補助として、昭和63年度まで愛知県及び名古屋市から交付金を受けてきました。なお、平成元年度以降は廃止されています。

交付金受入総額は、次のとおりです。

愛 知 県	3,510,875 千円
名 古 屋 市	3,510,875 千円
計	7,021,750 千円

## ト. その他の資金

### 政府助成金

昭和56年度から59年度に係る無利子貸付金について、一部特別転貸債（56、57、58年度分）及び金融機構資金（58、59年度分）に振り替った分から発生する支払利息相当額を、国の道路整備特別会計から政府助成金（利子補給金）として平成17年度まで補助を受けてきました。政府助成金受入総額は、12,728,043千円です。

③本債券における設立団体の債務保証について

イ. 設立団体による債務保証

公社法第 28 条の規定により、設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和 21 年法律第 24 号）第 3 条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができるとされています。

なお、地方道路公社法の施行について（昭和 45 年建設省道政発第 101 号道路局長通達）記 6 により、

ア) 設立団体は、道路公社が債券を発行するときは、原則として債務保証契約をすること

イ) 道路公社が債務保証に係る債券を発行しようとするときは、あらかじめ、発行を必要とする理由、形式、発行の方法、発行総額、各債券の金額、引受先、利率、償還の方法及び期限、利息の支払の方法並びにその他必要な事項を設立団体に協議させること

としています。

ロ. 債務保証に関する議決等

本債券の債務保証に関しては、愛知県及び名古屋市一般会計予算の一部である債務負担行為（保証契約等）として、債務保証の期間及び限度額が定められており、令和 2 年 3 月 25 日に愛知県議会、令和 2 年 3 月 17 日に名古屋市会の議決を経ています。

令和 2 年度愛知県一般会計予算（令和 2 年 3 月 25 日可決）－抜粋－

第 3 表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
名古屋高速道路公社有料道路整備 資金借入金（民間資金）債務保証	令和 2 年度から 令和 23 年度まで	26,100,000 千円 外に利息に相当する額を 負担するものとする。

令和 2 年度名古屋市一般会計予算（令和 2 年 3 月 17 日可決）－抜粋－

債務負担行為に関する調査		
事 項	期 間	限 度 額
名古屋高速道路公社の民間借入金 に対する債務保証	令和 2 年度から 令和 23 年度まで	272,271,000 千円 外に利息相当額

（注）債務保証の設定方法は、愛知県では単年度方式、名古屋市では累計方式となっています。

#### 4 関係会社の状況

当会社には議決権を所有する子会社及び関連会社はありません。

#### 5 職員の状況

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
高 速 道 路 事 業	174名	177名	3名
計	174名	177名	3名

(注) 1. 上表は、正規職員の定員数を記載しています。

2. 令和3年1月1日現在の正規職員の現員数は175名（うち設立団体からの派遣職員26名）で、他に非常勤嘱託員（再雇用職員含む）が24名います。

## 第2 事業の状況

### 1 業績等の概要

#### (1) 収益の状況

収益の総額は77,767百万円となっています。そのほとんどが道路料金収入(77,002百万円)で、全体の99.0%を占めています。

(単位:百万円)

勘定科目	平成30 事業年度	令和元 事業年度	内 容
経常収益	78,237	77,767	
業務収入	78,102	77,665	
道路料金収入	77,389	77,002	営業中の高速道路の通行料金収入
ETCマレージ還元負担金収入	609	587	公社付与のETCマレージ還元額を使用して名古屋高速道路を通行した場合における料金収入
ETCマレージ引当金戻入益	4	6	当該事業年度において消滅したETCマレージ還元額の所要見積額
業務雑収入	99	70	道路占用料、原因者負担金等の収入
業務外収益	135	102	受取利息等
合 計	78,237	77,767	

(2) 費用の状況

費用の主なものは、営業中の高速道路の維持補修や料金收受などに要する事業資産管理費及び一般管理費の合計額が 40,993 百万円で、業務外費用（営業中道路の借入金等の利息など）が 6,404 百万円です。営業中の高速道路の収支差となる 30,371 百万円は、償還準備金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

勘定科目	平成 30 事業年度	令和元 事業年度	内 容
経常費用	78,237	77,767	
事業資産管理費	37,311	38,989	
道路管理費	36,271	37,986	営業中の高速道路の維持補修、料金收受等の直接費用、消費税納付金
貸倒引当金繰入	+0	+0	予測される貸し倒れに備える貸倒引当金の繰入
ETC マイレージ還元負担金	1,039	1,003	公社付与の ETC マイレージ還元額を使用した有料道路料金
一般管理費	1,955	2,004	
一般管理費	1,520	1,549	営業中の高速道路の管理等に従事する職員の人件費等
賞与引当金繰入	118	123	固有職員等の賞与引当金の繰入
退職給与引当金繰入	81	83	固有職員等の退職給与引当金の繰入
減価償却費	237	249	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
償還準備金繰入	31,881	30,371	営業中高速道路の建設に要した借入金の返済にあてた当年度回収額
業務外費用	7,089	6,404	道路債券、長期借入金の支払利息等で営業中の高速道路に係るもの
合 計	78,237	77,767	

(3) 収支状況

高速道路事業全体の収入は、前年度比 469 百万円（0.6%）減の 77,767 百万円となっています。また、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は前年度比 1,041 百万円（2.2%）増の 47,396 百万円となっています。その結果、収支差は前年度比 1,510 百万円（4.7%）減の 30,371 百万円となり、償還準備金繰入に計上しています。

(単位:百万円)

収入 (うち料金収入)	費用 (うち金利)	収支差	経理処理
77,767 (77,002)	47,396 (6,193)	30,371	償還準備金繰入

(4) 資産の状況

総資産額は1,688,009百万円となっています。このうち、営業中の道路投資額が1,674,293百万円、建設中の道路投資額が2,277百万円で、合計1,677,113百万円となっており、総資産額に対して、道路投資額が99.2%を占めています。

(単位:百万円)

勘定科目	平成30 事業年度	令和元 事業年度	内 容
流動資産	18,118	9,893	現金・預金、未収金等
固定資産	1,676,859	1,677,113	
事業資産	1,674,293	1,674,293	
道路	1,674,293	1,674,293	営業中の高速道路
事業資産建設仮勘定	1,792	2,277	
道路建設仮勘定	1,792	2,277	建設中の高速道路
有形固定資産	761	540	建物、車両・運搬具等の減価償却後の価額
無形固定資産	2	2	電話加入権、ソフトウェア
投資その他の資産	11	1	宅地建物取引業営業保証金等
繰延資産	999	1,003	債券発行差金、調査費等
資産合計	1,695,977	1,688,009	

(5) 負債及び資本の状況

負債及び資本の総額は1,688,009百万円となっています。主なものは、名古屋高速道路債券などの借入金  
 が632,552百万円、償還準備金が715,656百万円、設立団体（愛知県・名古屋市）からの出資金（基本  
 金）が318,038百万円です。

(単位:百万円)

勘定科目	平成30 事業年度	令和元 事業年度	内 容
流動負債	99,330	81,346	
1年以内返済予定長期借入金	78,298	67,773	道路債券等を含む一年以内返済予定借入金
未払金等	21,032	13,573	
固定負債	593,399	572,970	
名古屋高速道路債券	401,000	416,500	名古屋高速道路債券の発行残高
愛知県借入金	38,681	31,973	愛知県からの借入金の残高
名古屋市借入金	38,681	31,973	名古屋市からの借入金の残高
政府借入金	87,974	72,360	国からの借入金の残高
金融機構借入金	7,916	5,974	地方公共団体金融機構からの借入金の残高
長期借入金	11,000	6,000	金融機関からの借入金の残高
退職給与引当金	872	921	固有職員等の退職給与引当金
ETCマイルージ引当金	253	247	ETCマイルージサービスにより生ずる還元額引当金
資産見返交付金	7,022	7,022	愛知県、名古屋市からの交付金
特別法上の引当金等	685,285	715,656	
償還準備金	685,285	715,656	営業中高速道路の建設に要した借入金返済 額の累計額
基本金	317,963	318,038	愛知県、名古屋市からの出資金
負債・資本合計	1,695,977	1,688,009	

(6) 営業中道路の償還状況

償還準備金は715,656百万円となっていますので、営業中の道路資産1,667,271百万円（営業中の道路  
 投資額1,674,293百万円から資産見返交付金7,022百万円を除く。）の42.9%の償還を終えた計算とな  
 ります。

(単位:百万円)

	営業中 道路資産 A	償還準備金 (償還済 額) B	要償還額 A-B	償還率 (%) $B/A \times 100$	建設中道路投資額 (建設仮勘定)
平成30事業年度	1,667,271	685,285	981,986	41.1	1,792
令和元事業年度	1,667,271	715,656	951,615	42.9	2,277

(注) 営業中道路資産については、資産見返交付金を含んでいません。



(7) 事業の実績

①建設事業の実績

令和元年度の実績については、「第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」をご覧ください。

②管理事業の実績

イ. 営業

令和元年度の名古屋高速道路の日平均交通量は、対前年度比 1.4%減の 339,373 台となり、料金収入は、対前年度比 0.5%減の 77,002 百万円となっています。

日平均交通量（通行台数）		料金収入		延長 (km)
年間（台）	前年度比（%）	年間（百万円）	前年度比（%）	
339,373	98.6	77,002	99.5	81.2

〔参考〕名古屋高速道路における通行台数の推移

昭和 54 年、高辻～大高が開通した名古屋高速道路は、当初 1 日あたりの平均通行台数が約 2 万台で推移していました。その後開通区間が延び、都心環状線を始めとするネットワークが形成されてきたため、通行台数は飛躍的に増加し、平成 13 年には小牧線が東名、名神高速道路と接続し、平成 15 年 3 月には大高～名古屋南 JCT 及び四谷～高針 JCT、平成 17 年 2 月には清洲 JCT～一宮、平成 19 年 12 月には明道町 JCT～清洲 JCT、平成 22 年 9 月には山王 JCT～六番北、平成 23 年 11 月には木場～東海 JCT、平成 25 年 11 月には東海線六番北～木場が開通し、令和元年度の平均通行台数は、1 日あたり約 33.9 万台となっています。全計画路線 81.2km が開通したことにより、周辺道路と一体となったネットワーク機能の発揮がますます期待されるところです。

年度別通行台数及び料金収入状況（昭和54年度～令和元年度）

年 度	通 行 台 数 (台)						対前年度 伸び率 通行台数 (日平均) %	料 金 収 入 (千円)			対前年度 伸び率 料金収入 (日平均) %
	年 度 別 計	日 平 均				年 度 別 計		日 平 均			
		計	内ETC 利用率 %	内回数券 利用率 %	内大型車 利用率 %			計	内回数券 売上率 %		
54	3,251,656	12,955	—	10.4	0.7	—	1,294,431	5,157	10.8	—	
55	6,041,537	16,552	—	16.1	0.9	27.8	2,360,784	6,468	14.8	25.4	
56	7,048,799	19,312	—	19.1	0.8	16.7	2,735,992	7,496	17.3	15.9	
57	7,680,858	21,043	—	22.0	0.7	9.0	2,959,946	8,109	19.7	8.2	
58	8,320,704	22,734	—	23.2	0.6	8.0	3,203,005	8,751	20.8	7.9	
59	9,353,239	25,625	—	24.5	0.7	12.7	3,595,702	9,851	21.9	12.6	
60	11,394,160	31,217	—	23.9	0.7	21.8	5,390,307	14,768	22.0	49.9	
61	15,444,923	42,315	—	23.7	0.9	35.6	7,411,035	20,304	21.8	37.5	
62	21,937,275	59,938	—	23.7	1.5	41.6	10,588,960	28,932	21.4	42.5	
63	29,655,956	81,249	—	25.0	2.0	35.6	16,981,651	46,525	23.4	60.8	
元	35,366,607	96,895	—	29.2	2.4	19.3	20,326,291	55,688	26.6	19.7	
2	39,851,533	109,182	—	32.1	2.8	12.7	22,741,778	62,306	29.6	11.9	
3	44,187,042	120,730	—	34.0	2.9	10.6	24,718,654	67,537	31.5	8.4	
4	45,256,936	123,992	—	34.9	2.9	2.7	25,350,291	69,453	32.8	2.8	
5	44,081,007	120,770	—	35.0	3.0	△2.6	24,566,757	67,306	33.1	△3.1	
6	42,397,490	116,158	—	35.6	3.3	△3.8	23,817,775	65,254	33.3	△3.0	
7	46,800,891	127,871	—	35.7	3.5	10.1	27,812,640	75,991	32.7	16.5	
8	52,340,988	143,400	—	32.8	3.5	12.1	32,461,129	88,935	30.5	17.0	
9	54,758,359	150,023	—	32.4	3.5	4.6	33,680,624	92,276	30.0	3.8	
10	54,788,712	150,106	—	31.6	3.2	0.1	33,619,908	92,109	29.4	△0.2	
11	55,119,179	150,599	—	31.1	3.1	0.3	33,771,084	92,271	29.1	0.2	
12	56,515,408	154,837	—	30.4	3.3	2.8	34,523,515	94,585	29.0	2.5	
13	69,643,445	190,804	—	26.2	3.2	23.2	39,826,806	109,115	26.4	15.4	
14	76,928,921	210,764	—	25.6	3.5	10.5	42,279,885	115,835	25.2	6.2	
15	83,673,057	228,615	※1.0	27.6	3.3	8.5	47,431,580	129,594	26.9	11.9	
16	84,941,367	232,716	24.5	22.3	3.7	1.8	52,720,380	144,439	21.5	11.5	
17	93,606,311	256,456	48.4	12.3	4.0	10.2	56,492,937	154,775	13.1	7.2	
18	97,344,090	266,696	67.5	3.4	3.9	4.0	56,668,844	155,257	—	0.3	
19	98,913,584	270,256	76.4	—	4.0	1.3	59,823,598	163,452	—	5.3	
20	99,263,585	271,955	80.6	—	3.7	0.6	60,028,815	164,463	—	0.6	
21	99,079,573	271,451	86.9	—	3.6	△0.2	57,019,780	156,219	—	△5.0	
22	103,928,797	284,736	89.6	—	3.8	4.9	58,866,539	161,278	—	3.2	
23	102,746,675	280,729	90.5	—	3.9	△1.4	59,664,567	163,018	—	1.1	
24	107,095,335	293,412	91.4	—	3.9	4.5	61,477,358	168,431	—	3.3	
25	112,279,038	307,614	92.2	—	4.1	4.8	64,918,233	177,858	—	5.6	
26	112,502,819	308,227	92.7	—	4.4	0.2	67,944,042	186,148	—	4.7	
27	117,588,373	321,280	93.0	—	4.6	4.2	71,780,942	196,123	—	5.4	
28	120,741,843	330,800	93.3	—	4.9	3.0	74,099,045	203,011	—	3.5	
29	123,161,063	337,428	93.8	—	5.4	2.0	75,738,996	207,504	—	2.2	
30	125,675,102	344,315	94.2	—	5.8	2.0	77,389,020	212,025	—	2.2	
元	124,210,560	339,373	94.7	—	5.9	△1.4	77,002,073	210,388	—	△0.8	
計	2,644,916,797	—	—	—	—	—	1,555,085,699	—	—	—	

- (注) 1. 日平均は、昭和54年度は供用開始から、55年度以降は各年度の日数で除した数値  
 2. 昭和54年7月25日当初料金（普通車400円、大型車800円）  
 3. 昭和60年5月8日料金改定を実施（普通車500円、大型車1,000円）  
 4. 昭和63年4月27日料金改定を実施（普通車600円、大型車1,200円）  
 5. 昭和63年12月21日から平成7年9月19日までの間、2号北部（楠～萩野）は、特定料金（普通車150円、大型車300円）  
 6. 平成7年9月20日料金改定を実施（普通車650円、大型車1,300円）  
 7. 平成13年3月10日供用の小牧線は別料金（普通車350円、大型車700円）  
 8. 平成15年3月29日特定区間料金を設定（普通車200円、大型車400円）  
 9. 平成16年3月29日料金改定を実施（普通車750円、大型車1,500円）  
 10. 平成17年2月11日供用の一宮線は別料金（普通車350円、大型車700円）  
 11. 平成21年度の料金収入には、料金引下げ社会実験による減収補填額（1,986,247千円）を含まない。  
 12. 平成22年度の料金収入には、料金引下げ社会実験による減収補填額（2,550,589千円）を含まない。  
 13. 平成26年4月1日料金改定を実施  
 （名古屋線：普通車770円、大型車1,540円 尾北線：普通車360円、大型車720円）  
 14. 令和元年10月1日料金改定を実施  
 （名古屋線：普通車780円、大型車1,570円 尾北線：普通車370円、大型車730円）

※ 平成16年3月1日よりETC運用開始

## ロ. 管理

お客様の安全で快適な交通の確保のため、交通パトロールや故障車・交通事故対応など交通管理・管制業務を実施しました。

渋滞情報の提供、交通安全の啓蒙及び利用増進のため、道路情報板やラジオ等による広報を実施しました。

お客様に快適にご利用していただくため、料金所において迅速な料金収受に係る業務を実施しました。

## ハ. 保全

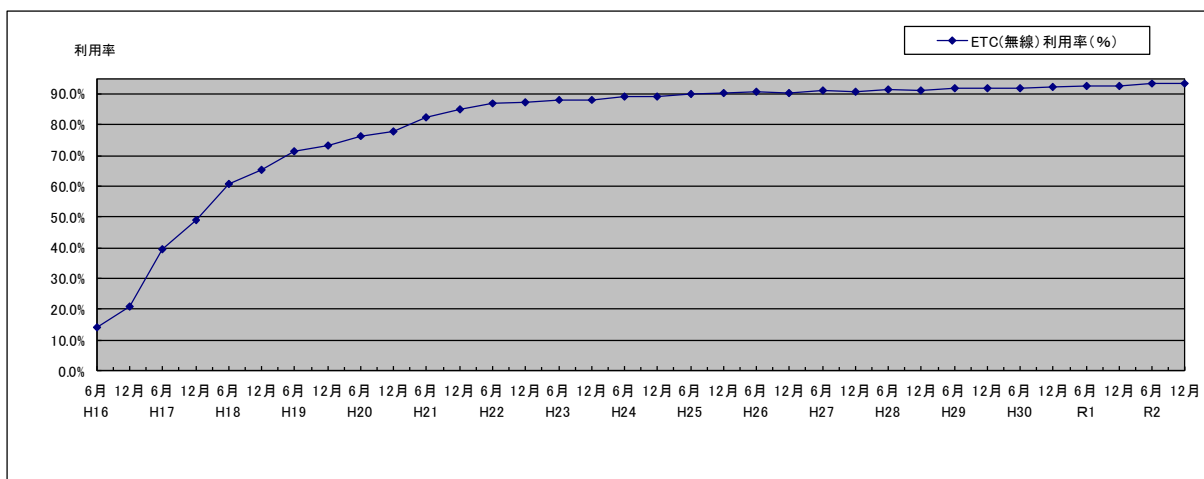
高速道路を常に良好な状態に保つため、道路構造物や道路付属設備の点検、路面等の点検・清掃を日常的に行いました。

簡易な補修、事故等による損傷の応急復旧工事を行い、安全かつ快適な道路の維持に努めました。

冬季の積雪・路面凍結に対応するための雪氷対策業務を実施しました。

構造物の長寿命化を図るため、大規模修繕工事として床版等修繕工事、鋼桁等塗装修繕工事を実施しました。

## ETC利用の状況(平成16年～)



平成16年 3月 1日 ETC運用開始

平成16年10月 1日全料金所（堀の内除く）で運用開始

平成17年 2月11日一宮線開通に伴い、ETC運用開始（8料金所）

平成19年12月 9日清須線開通に伴い、ETC運用開始（4料金所）

平成21年 3月12日小牧線堀の内料金所のETC運用開始により、全料金所でETC運用開始

平成22年 9月 4日東海線一部開通に伴い、ETC運用開始（1料金所）

平成23年11月19日東海線一部開通に伴い、ETC運用開始（6料金所）

平成25年11月23日東海線開通に伴い、ETC運用開始（2料金所）

## ③受託事業の実績

東海合併料金所の維持管理等を実施しました。

## 2 重点施策

### (1) 中期経営計画

2019年度から2021年度までの3年間における中期経営方針として「名古屋高速は、進化する名古屋都市圏を支えます」を掲げて、この期間に重点的に取り組んでいく施策をまとめた中期経営計画を作成しました。この計画を着実に進めていくことにより、いつでも「安全」「安心」「快適」な道路サービスを提供し、地域社会を支える名古屋高速を目指してまいります。

#### ○中期経営方針

**【名古屋高速は、進化する名古屋都市圏を支えます】**

進む高速道路ネットワークの整備、近づくアジア競技大会開催・リニア中央新幹線開業。

名古屋高速は、既存施設を有効に活用し機能を向上させることで、「安全」「安心」「快適」な道路サービスを提供し、将来のスーパー・メガリージョンの形成に向けて進化する元気な「名古屋都市圏」を支えます。

前中期経営計画（2016－2018）の進捗・達成事項や長期の見通しを踏まえ、この方針を具体化するために2019－2021年の計画期間中に次の施策に取り組みます。

#### 1) さらに使いやすい名古屋高速 ～元気な「名古屋都市圏」づくりへの貢献～

リニア中央新幹線開業に向けた都心へのアクセスの向上、名二環等とのネットワーク機能の発揮、より利用しやすい料金に関する取り組みを進め、利便性向上を図ります。

#### 2) さらに確かな名古屋高速 ～安全・安心の徹底～

交通安全対策を継続的に実施し、交通事故や逆走等の削減に努めます。また、大規模修繕の推進、着実な点検・補修の実施等により、道路構造物を健全に保っていきます。さらに、南海トラフ地震を始めとした自然災害への対応力強化を進め、安全・安心に対する信頼性向上を図ります。

#### 3) さらに走りやすい名古屋高速 ～快適さとサービスの向上～

恒常的な渋滞箇所における渋滞や事故・工事による渋滞への対策を進めます。また、雪氷対策を強化し、道路交通への影響軽減に努めます。さらに、高度化・多様化するお客様ニーズに対応し、より充実した道路交通情報の提供を始めとしたサービスの向上に取り組み、快適性向上を図ります。

あわせて、上記施策を実行するための基盤となる健全で活力のある事業運営に資する諸施策に取り組みます。

#### 4) 社会的責任の遂行

工事の品質確保と安全管理、環境保全、事業運営の信頼性向上（コンプライアンス徹底等）、地域社会との共生、積極的な情報発信などに取り組みます。

#### 5) 経営基盤の強化

コスト縮減や戦略的な資金調達による財務基盤強化・経営合理化、人材育成やワークライフバランス推進などによる組織基盤強化、重要施策間の連携強化による事業推進基盤強化に取り組みます。

内容の詳細につきましては、当会社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

当会社の中期経営計画（2019－2021）

<http://www.nagoya-expressway.or.jp/kosya/jigyo/chukikeiei/chukikeiei.html>

## (2) 大規模修繕計画

公社は、平成 27 年度に「大規模修繕計画」を公表しました。あわせて、大規模修繕事業に必要な財源を確保するために、料金の徴収期間を 6 年 2 ヶ月延長することにつき国土交通大臣から認可を受けております。

### ○大規模修繕計画の概要

古い基準で設計された箇所、今後、重大な損傷や第三者に被害を及ぼす損傷に進展し、通行止め等が発生する恐れがある箇所について、主要構造物全体に対して計画的に大規模修繕を実施することにより、大規模な構造物の更新を回避し、長寿命化を図るものです。

名古屋高速道路の大規模修繕計画

区分	路線名	延長	概算工事費	事業実施予定年度
大規模修繕	高速都心環状線	約37.9km	約1,250億円	平成 27 年度～令和 11 年度
	高速1号楠線			
	高速2号東山線			
	高速3号大高線			
	高速5号万場線			

## 3 事業等のリスク

以下において、本債券への投資に関し、当社の事業活動を理解するために重要と考えられる事項及び投資リスクに関する事項等、投資判断に重要な影響を及ぼすと当社が考える事項を記載しています。

### (1) 当社の業績の変動要因について

当社の業績は、一般的な外部経済要因により影響を受けますが、コスト縮減やお客様サービスの向上を図るなど、一層効率的な経営を実現することで、社会情勢の変化に適切に対応していくこととしています。

### (2) 事業に係る法律事項等について

当社は、公社法に基づき設立された機関であり、当社の事業運営に際しましては、公社法に基づく認可、承認等の定めに従う必要があるほか、設立団体の監督等を受けることとされています。

係る法律事項等についての詳細は、本説明書の 21～23 ページをご参照ください。

### (3) 自然災害について

地震、台風、大雪等の自然災害に備え、ソフト面においては、①災害対応マニュアルの整備、防災訓練の実施等防災体制の強化を図ると共に、②自家発電設備、関係機関との防災通信設備、高速道路から避難するための非常階段設置等の災害対策設備の整備を完了していますが、南海トラフ地震を始めとした自然災害への対応力向上を進め、安全・安心に対する信頼性向上を図っていきます。

また、兵庫県南部地震より以前に建設されたものに対しては、同規模の地震に対しても①橋梁が倒壊しないよう橋脚の耐震補強工事を完了しており、②更に橋桁の落橋防止工事を平成 16 年度に完了しました（当該大震災以降に建設された構造物については、これらの地震対策を施した設計になっています。）。

しかしながら、当社の想定以上の自然災害が発生した場合には、災害復旧までの通行止めによる減収等が想定されることから、当社の事業計画等に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

## 4 経営上の重要な契約等

該当する事項はありません。

## 5 研究開発活動

当会社では、都市高速道路の建設、維持管理等のコストの縮減、品質の向上及び安全で快適な走行を確保するために、新技術、新工法の開発に積極的に取り組んでいます。

なお、これらの研究開発活動に係る費用は、貸借対照表の「道路」、「道路建設仮勘定」及び損益計算書の「道路管理費」等に含まれています。

## 6 財政状態及び経営成績の分析

### (1) 経営成績の変動について

直近2事業年度における損益の状況は以下のとおりです。

	平成30事業年度	令和元事業年度	前年度比
償還準備金繰入	31,881百万円	30,371百万円	95.3%

令和元事業年度の名古屋高速道路の日平均交通量は、前年度比1.4%減の339,373台となり、料金収入は、前年度比0.5%減の77,002百万円となっています。

また、高速道路事業全体の収入は、前年度比469百万円(0.6%)減の77,767百万円となり、営業中の高速道路に掛かった費用の合計は、前年度比1,041百万円(2.2%)増の47,396百万円となっています。その結果、令和元事業年度の償還準備金繰入(営業中道路に係る収益と費用の差)は、前年度に比べ、1,510百万円(4.7%)減少して30,371百万円となっています。

### (2) 会計処理の特徴について

当会社では、その財政状態や経営成績を明らかにするため、真実性の原則や正規の簿記の原則など一般に公正妥当と認められている企業会計原則に準じた会計処理を行っています。

ただし、有料道路事業は、出資金・借入金により道路を建設し、お客様からの料金収入により返済していくものであり、全ての返済を終えると、本来の道路管理者に引き渡すことになっています。このため、利益を追求する概念はなく、利益を上げることが期待されている民間企業と異なります。

したがって、借入金が着実に返済されているかどうかを会計処理において適切に把握することが重要であり、新たな設備投資資金を積み立てるという企業会計上一般に採用されている減価償却費を計上しておりません。

以上のことから、会計処理の特徴として、借入金の返済に充てた年度の「収支差」(収益と費用の差)を「償還準備金繰入」として費用に計上し、その累計額を「償還準備金」として負債の部に計上しています。

これにより、貸借対照表上で資産に計上される「道路資産」の額と負債に計上される「償還準備金」の額の対比により、道路に投下した資金の償還状況がわかるしくみになっています。

[参考] 償還準備金のしくみ



貸借対照表

建設中に借入れたお金は道路建設に投下。建設投資額はすべて道路建設仮勘定に計上。

開通時点で、道路建設仮勘定を道路資産に置き換える。

損益計算書の償還準備金繰入への計上額が、借入金の返済に充てられる。貸借対照表では、その額だけ借入金残高が減少し、償還準備金が増加。

借入金残高がなくなり、道路資産と償還準備金と同額になると償還が完了。

道路は、道路管理者(愛知県と名古屋市)に引き渡されると同時に、貸借対照表からは道路資産と償還準備金が削除。



損益計算書

開通後は毎年度、料金収入とともに費用(道路管理費や利息など)が発生。収入からこれらの費用を差し引いた額が償還準備金繰入として計上。



## 第3 設備の状況

### 1 設備投資等の概要

令和元年度の建設事業における投資の概要は、以下のとおりです。

なお、下記事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

工事関係

高速1号 名古屋西 JCT

名古屋第二環状自動車道西南部からの連絡路について、上部工事を実施しました。

### 2 主要な設備の状況（事業資産）

営業中の高速道路

令和2年3月末現在

路線名	区 間	開通延長 (km)	道路価格 (百万円)
高速名古屋朝日線	中村区名駅四丁目～清須市朝日	7.6	154,681
高速名古屋新宝線	中村区名駅四丁目～東海市新宝町	14.3	246,618
高速1号	中川区島井町～千種区鏡池通	13.5	337,039
高速1号四谷高針線	千種区鏡池通～名東区猪高町	3.6	176,069
高速2号	北区大我麻町～緑区大高町	20.6	376,910
高速分岐2号	西区那古野二丁目～東区泉二丁目	2.2	39,636
高速分岐3号	中川区山王三丁目～昭和区御器所一丁目	2.3	29,960
高速名古屋小牧線	北区大我麻町～小牧市大字村中	8.2	170,888
高速清須一宮線	清須市朝日～一宮市緑四丁目	8.9	142,494
計		81.2	1,674,293

なお、上記事業資産以外に記載すべき主要な資産はありません。



### 3 設備の新設、除却等の計画

令和2年度の建設事業計画は、以下のとおりです。

なお、当該事業以外については、記載すべき重要な事項はありません。

#### (1) 基本方針

- ① 高速1号名古屋西 JCT のうち、名古屋第二環状自動車道西南部からの連絡路について、付属物等工事を実施します。
- ② 高速名古屋新宝線及び都心アクセス関連事業のうち、新洲崎 JCT 出入口新設・黄金出入口フル IC 化の早期事業化に取り組みます。
- ③ 令和2年度は上記①②を踏まえ、建設事業費 1,400 百万円をもって事業を推進します。

建設事業費 1,400 百万円の内訳は、有料融資事業 1,400 百万円（財源構成：出資金 210 百万円、無利子貸付金 350 百万円、特別転貸債 490 百万円、民間資金 350 百万円）となっています。

#### (2) 令和2年度建設事業予算

(単位:百万円)

区 分	収 入		支 出	
建 設 事 業 費	出資金	210	高速道路建設費	1,180
	無利子貸付金	350	一般管理費	209
	特別転貸債	490	支払利息	11
	民間資金	350		
	計	1,400	計	1,400

[参考] 令和2年度予算（建設事業以外）

(単位:百万円)

管 理 事 業 費	高速道路料金収入	64,810	維持改良費	27,741
	雑収入	196	業務管理費	13,027
	民間資金	51,850	一般管理費	1,877
			元金償還金	67,273
			支払利息	6,933
			予備費	5
	計	116,856	計	116,856
受託 事業費	受託工事収入	135	受託工事費	135
	合 計	118,391	合 計	118,391

## 第4 法人の状況

### 1 基本金の推移

(単位:百万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
愛知県出資金	373	90	127.5	60	37.5
名古屋市出資金	373	90	127.5	60	37.5
当期受入額	746	180	255	120	75
期末残高	317,408	317,588	317,843	317,963	318,038

(注) 当社は、公社法第4条の規定により、設立団体である愛知県及び名古屋市から出資を受けています。(出資金受入総額=基本財産の額)

### 2 役員状況

#### (1) 役員の数及び任期

役員の数及び任期については、公社法第5条により、役員の数、任期その他役員に関する事項は、定款をもって規定しなければならないこととされています。

また、同法第11条により、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く(ただし、定款で副理事長を置かないことができる)こととされ、その任期は、同法第14条により、4年を超えることができず、再任されることのできる旨定められています。

当会社においては、定款第6条及び第9条で、役員の数及び任期について次のとおり定めています。

役職	定数	任期
理事長	1名	4年(再任されることのできる) *任期途中の交代時は、前任者の残任期間
副理事長	1名	
理事	4名以内	
監事	2名以内	

#### (2) 役員任命

公社法第13条により、役員のうち、理事長及び監事は、設立団体の長が任命することとされ、副理事長及び理事は、理事長が設立団体の長の認可を受けて任命することとされています。

## (3) 役員一覧

令和2年11月1日現在

役 職	氏 名 (生年月日)	略 歴
理 事 長	しん かい てる お 夫 新 開 輝 夫 (昭和28年11月14日)	昭和53年4月 名古屋市入庁 平成25年12月 名古屋市副市長 平成31年4月 当公社理事長
副 理 事 長	はたけ なか ひで と 人 畠 中 秀 人 (昭和40年2月5日)	平成元年4月 建設省入省 平成29年7月 観光庁観光地域振興部観光地域 振興課長 令和元年7月 当公社副理事長
理 事 (監査、総務、経営企 画)	やま だ あつし 淳 山 田 淳 (昭和34年12月8日)	昭和59年4月 名古屋市入庁 平成30年4月 緑政土木局長 令和2年4月 当公社理事
理 事 (技術管理、交通管理、 整備)	やま だ かず ひさ 久 山 田 和 久 (昭和34年3月17日)	昭和56年4月 愛知県入庁 平成30年4月 尾張建設事務所長 平成31年4月 当公社理事
監 事	に わ くに ひこ 彦 丹 羽 邦 彦 (昭和33年4月3日)	昭和52年4月 愛知県入庁 平成30年4月 西三河県民事務所長 平成31年4月 当公社監事

### 3 コーポレート・ガバナンスの状況

当社のガバナンス体制は、大きく、(1)法令に基づくもの、(2)設立団体による監督等、(3)名古屋高速道路公社運営会議、(4)内部管理から構成されています。

(1) 法令に基づくもの

公社法に基づく主な認可、承認等については、本説明書の21～22ページをご参照ください。

(2) 設立団体による監督等

設立団体による監督等については、本説明書の22～23ページをご参照ください。

(3) 名古屋高速道路公社運営会議

名古屋高速道路公社運営会議は、愛知県知事を会長として、名古屋市長、東海財務局長、中部地方整備局長、名古屋商工会議所会頭、名古屋銀行協会会長及び当公社理事長をもって組織され、当社の運営に関する重要事項を協議し、事業の適正かつ能率的な推進を図るため、年1回開催しています。

(4) 内部管理

役員会は、理事長、副理事長、理事、監事をもって構成され、毎事業年度の予算、決算等、当社の業務運営上重要な事項について審議することになっています。

監事は、財務諸表並びに決算報告書に関する意見を述べることになっています。

## 第 5 財務の状況

### 1 財務諸表の作成方法

当社の財務諸表は、公社法第 23 条から第 27 条まで、公社法施行規則第 7 条及び第 8 条並びに当会社会計規程及び同実施細則に基づき作成しています。

### 2 財務諸表の提出

当社は、公社法第 26 条の規定により、毎事業年度の決算完結後 2 ヶ月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、設立団体の長に提出しなければならないこととされています。

また、その提出にあたっては、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表と決算報告書に関する監事の意見をつけることとされています。

なお、当社の財務諸表は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定の適用がないため、同条に基づく公認会計士又は監査法人の監査証明は受けていません。

### 3 財務諸表等

次ページ以降に、令和元事業年度、平成 30 事業年度の順で掲載しています。

#### (1) 令和元事業年度

①監事の意見書

②財務諸表

〔参考〕キャッシュ・フロー計算書

#### (2) 平成 30 事業年度

①監事の意見書

②財務諸表

〔参考〕キャッシュ・フロー計算書

- (1) 令和元事業年度  
① 監事の意見書

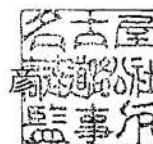
名古屋高速道路公社の財務諸表  
及び決算報告書に関する意見書

名古屋高速道路公社の令和元年事業年度財務諸表  
及び決算報告書、諸帳簿、その他証拠書類と照合  
審査の結果、適正なものと認めます。

令和2年7月16日

名古屋高速道路公社

監事 丹羽 邦



②財務諸表

令和元事業年度名古屋高速道路公社財産目録

令和2年3月31日現在

区 分	資 産 の 部		金 額 円	金 額 円
	内 訳	金 額		
<b>流動資産</b>				
現金・預金	現金 令和2年3月31日高速道路料金収入他 三菱UFJ銀行大津町支店当座預金 その他の預金	19,857,190 2,597,064,814 11,437		<b>9,893,019,051</b> 2,616,933,441
未収金	道路料金未収金 その他の未収金	1,310件 45件	7,227,413,435 26,422,178	7,253,835,613
前払費用	その他の前払費用	証書借入金エージェント手数料	22,648,280	22,648,280
貸倒引当金	貸倒引当金		△ 398,283	△ 398,283
<b>固定資産</b>				<b>1,677,113,250,168</b>
事業資産 道路	朝日線・新宝線・1号線・高針線・2号線・分岐2号線・分岐3号線・小牧線・一宮線 高速名古屋朝日線 中村区名駅四丁目～清須市朝日 7.6km 高速名古屋新宝線 中村区名駅四丁目～東海市新宝町 14.3km 高速1号 中川区島井町～千種区鏡池通 13.5km 高速1号四谷高針線 千種区鏡池通～名東区猪高町 3.6km 高速2号 北区大我麻町～緑区大高町 20.6km 高速分岐2号 西区那古野二丁目～東区泉二丁目 2.2km 高速分岐3号 中川区山王三丁目～昭和区御器所 2.3km 高速名古屋小牧線 北区大我麻町～小牧市大字村中 8.2km 高速清須一宮線 清須市朝日～一宮市緑四丁目 8.9km	1,674,293,017,008	1,674,293,017,008	
事業資産建設仮勘定 道路建設仮勘定	1号線建設仮勘定 高速1号 中川区島井町	2,277,295,475	2,277,295,475	2,277,295,475
有形固定資産	車両・運搬具 工具・器具・備品	道路巡回車等 79台 工具・器具・備品 225件	472,510,645 67,054,859	539,565,504
無形固定資産	電話加入権		2,247,981	2,247,981
投資その他の資産 敷金・保証金 その他の資産	敷金 預託金	自動車リサイクル料金預託金	176,000 948,200	1,124,200
<b>繰延資産</b>				<b>1,003,230,558</b>
債券発行諸費	債券発行諸費		991,036,415	991,036,415
証書借入金諸費	証書借入金諸費		12,194,143	12,194,143
資 産 の 部 合 計				1,688,009,499,777

区 分	負 債 の 部		金 額
	内 訳		
	摘 要	金 額	金 額
<b>流動負債</b>			円
1年以内返済予定長期借入金	1年以内返済予定長期借入金	67,772,852,807	81,345,833,170
	名古屋高速道路債券	29,500,000,000	67,772,852,807
	愛知県借入金	6,795,622,549	
	名古屋市借入金	6,795,613,943	
	政府借入金	15,739,761,904	
	地方公共団体金融機構借入金	1,941,854,411	
	長期借入金	7,000,000,000	
未払金	未払金	12,417,584,518	12,417,584,518
	高速道路建設費	22,145,002	
	建設事業附帯事務費	2,734,309	
	受託業務費	1,319,987	
	維持改良費	10,957,092,045	
	業務管理費	1,369,732,946	
	一般管理費	64,560,229	
未払費用	未払利息	1,018,355,808	1,018,355,808
	名古屋高速道路債券	934,110,118	
	愛知県及び名古屋市借入金	79,129,172	
	地方公共団体金融機構借入金	4,113,731	
	証書借入金	1,002,787	
預り金	預り納付金	8,525,971	8,525,971
	雇用保険料	39,662	
	厚生年金保険料	217,954	
	源泉所得税	2,860,837	
	住民税	4,983,300	
	協会けんぽ健康保険料	155,761	
	団体共済掛金	268,457	
仮受金	その他の仮受金	25,117	25,117
	道路料金収入過剰金等		
賞与引当金	賞与引当金	128,488,949	128,488,949
	役員・職員に係る賞与引当金		
<b>固定負債</b>			572,969,795,121
名古屋高速道路債券	名古屋高速道路債券	416,500,000,000	416,500,000,000
愛知県借入金	愛知県借入金	31,972,701,770	31,972,701,770
	特別転貸債		
名古屋市借入金	名古屋市借入金	31,973,331,945	31,973,331,945
	特別転貸債		
政府借入金	政府借入金	49,027,628,526	72,359,628,516
	社会資本整備事業政府借入金	23,331,999,990	
	有料道路融資事業		
	総合有料道路事業		
地方公共団体金融機構借入金	地方公共団体金融機構借入金	5,973,823,430	5,973,823,430
長期借入金	証書借入金	6,000,000,000	6,000,000,000
退職給与引当金	退職給与引当金	921,487,310	921,487,310
	職員に係る退職給与引当金		
ETCマイレージ引当金	ETCマイレージ引当金	247,072,150	247,072,150
資産見返交付金	愛知県交付金	3,510,875,000	7,021,750,000
	名古屋市交付金	3,510,875,000	
<b>特別法上の引当金</b>			715,655,871,486
償還準備金	償還準備金	715,655,871,486	715,655,871,486
負債の部合計			1,369,971,499,777
正味財産			318,038,000,000



令和元事業年度名古屋高速道路公社貸借対照表

令和2年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
	円		円
流動資産	9,893,019,051	流動負債	81,345,833,170
現金・預金	2,616,933,441	1年以内返済予定長期借入金	67,772,852,807
未収金	7,253,835,613	未払金	12,417,584,518
前払費用	22,648,280	未払費用	1,018,355,808
貸倒引当金	△398,283	預り金	8,525,971
固定資産	1,677,113,250,168	仮受金	25,117
事業資産	1,674,293,017,008	賞与引当金	128,488,949
道路	1,674,293,017,008	固定負債	572,969,795,121
事業資産建設仮勘定	2,277,295,475	名古屋高速道路債券	416,500,000,000
道路建設仮勘定	2,277,295,475	愛知県借入金	31,972,701,770
有形固定資産	539,565,504	名古屋市借入金	31,973,331,945
車両・運搬具	472,510,645	政府借入金	72,359,628,516
工具・器具・備品	67,054,859	地方公共団体金融機構借入金	5,973,823,430
無形固定資産	2,247,981	長期借入金	6,000,000,000
電話加入権	2,247,981	退職給与引当金	921,487,310
投資その他の資産	1,124,200	ETCマイレージ引当金	247,072,150
敷金・保証金	176,000	資産見返交付金	7,021,750,000
その他の資産	948,200	特別法上の引当金等	715,655,871,486
繰延資産	1,003,230,558	償還準備金	715,655,871,486
債券発行諸費	991,036,415	(負債合計)	1,369,971,499,777
証書借入金諸費	12,194,143		
		基本金	318,038,000,000
		愛知県出資金	159,019,000,000
		名古屋市出資金	159,019,000,000
		(資本合計)	318,038,000,000
資 産 合 計	1,688,009,499,777	負 債・資 本 合 計	1,688,009,499,777

令和元事業年度名古屋高速道路公社損益計算書

平成31年4月1日から  
令和2年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		円
経常費用	77,767,479,976	経常収益	77,767,479,976
事業資産管理費	38,988,913,839	業務収入	77,665,250,392
道路管理費	37,985,587,397	道路料金収入	77,002,073,215
貸倒引当金繰入	398,283	ETCマイレージ還元負担金収入	587,135,558
ETCマイレージ還元負担金	1,002,928,159	ETCマイレージ引当金戻入益	5,694,210
一般管理費	2,003,740,661	業務雑収入	70,347,409
一般管理費	1,548,813,706	業務外収益	102,229,584
賞与引当金繰入	122,852,557	雑益	102,229,584
退職給与引当金繰入	83,323,361		
減価償却費	248,751,037		
引当金等繰入	30,371,298,740		
償還準備金繰入	30,371,298,740		
業務外費用	6,403,526,736		
債券利息	4,637,298,093		
借入金利息	1,555,286,383		
元利金支払手数料等	31,487,187		
債券発行諸費償却	147,029,347		
証書借入金諸費償却	4,551,857		
雑損	27,873,869		
合 計	77,767,479,976	合 計	77,767,479,976

[参考]

令和元事業年度名古屋高速道路公社キャッシュ・フロー計算書

平成31年4月 1日から  
令和 2年3月31日まで

(単位：円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期償還準備金繰入	30,371,298,740
減価償却費	248,751,037
債券発行諸費等償却	151,581,204
退職給与引当金等の増減額	59,205,702
E T Cマイレージ引当金の増減額	△ 5,694,210
貸倒損失	△ 101,116
受取利息	0
債券利息	4,705,624,809
借入金利息	1,566,711,293
固定資産処分益	△ 21,600
固定資産処分損	27,873,871
未収金(投資活動、財務活動を除く)の増減額	1,304,771,123
その他の資産の増減額	△ 213,923,140
未払金(投資活動、財務活動を除く)の増減額	△ 6,965,078,410
その他の負債の増減額	△ 4,237,452
小計	31,246,761,851
利息の受取額	0
債券利息の支払額	△ 4,705,624,809
借入金利息の支払額	△ 1,566,711,293
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,974,425,749
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
事業資産の取得による支出	△ 466,227,817
事業資産の売却等による収入	0
建設仮勘定の取得による支出	△ 426,690,899
固定資産の取得等による支出	△ 29,888,099
固定資産の売却等による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 922,806,815
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入による収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入による収入	2,300,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 34,298,341,139
利子補給金の受取額	0
利子補給金の支払額	0
債券の発行による収入	45,000,000,000
債券の償還による支出	△ 44,000,000,000
出資金の受入による収入	75,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 30,923,341,139
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 6,871,722,205
VI 現金及び現金同等物期首残高	9,488,655,646
VII 現金及び現金同等物期末残高	2,616,933,441

(注記)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金・預金	2,616,933,441 円
現金及び現金同等物	2,616,933,441 円

※本計算書は、公社法等に基づき作成した財務諸表ではなく、参考に作成したものです。  
したがって、この計算書について監事の意見は付されておらず、また、設立団体の長への提出は行っていません。

(2) 平成 30 事業年度

①監事の意見書

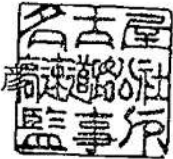
名古屋高速道路公社の財務諸表  
及び決算報告書に関する意見書

名古屋高速道路公社の平成 30 事業年度財務諸表  
及び決算報告書は、諸帳簿、その他証拠書類と照合  
審査の結果、適正なものと認めます。

令和元年 6 月 27 日

名古屋高速道路公社

監事 丹羽 邦



②財務諸表

平成30事業年度名古屋高速道路公社財産目録

平成31年3月31日現在

区 分	資 産 の 部		金 額	
	内 訳		金 額	
	摘 要		金 額	金 額
			円	円
流動資産				<b>18,118,405,689</b>
現金・預金				9,488,655,646
	現金	平成31年3月31日高速道路料金収入他	56,750,969	
	当座預金	(株)三菱UFJ銀行大津町支店	9,431,895,745	
	その他の預金	(株)ゆうちょ銀行	8,932	
未収金				8,606,871,175
	道路料金未収金	1,169件	7,625,735,195	
	その他の未収金	45件	981,135,980	
前払費用				23,378,267
	宿舍借上料、証書借入金エージェント手数料		23,378,267	
貸倒引当金				△ 499,399
	貸倒引当金		△ 499,399	
固定資産				<b>1,676,859,309,466</b>
事業資産				1,674,293,017,008
道路	道路建設費		1,674,293,017,008	
	高速名古屋朝日線	中川区名駅四丁目～清須市朝日 7.6km	154,680,659,823	
	高速名古屋新宝線	中川区名駅四丁目～東海市新宝町 14.3km	246,617,977,282	
	高速1号	中川区島井町～千種区鏡池通 13.5km	337,038,541,292	
	高速1号四谷高針線	千種区鏡池通～名東区猪高町 3.6km	176,068,911,984	
	高速2号	北区大我麻町～緑区大高町 20.6km	376,909,735,376	
	高速分岐2号	西区那古野二丁目～東区泉二丁目 2.2km	39,635,707,836	
	高速分岐3号	中川区山王三丁目～昭和区御器所 2.3km	29,959,796,155	
	高速名古屋小牧線	北区大我麻町～小牧市大字村中 8.2km	170,888,062,838	
	高速清須一宮線	清須市朝日～一宮市緑四丁目 8.9km	142,493,624,422	
事業資産建設仮勘定	道路建設仮勘定			1,791,504,763
道路建設仮勘定	高速1号	中川区島井町	1,791,504,763	
有形固定資産				761,261,034
建物	事務所建物 1棟 508.75㎡		29,402,009	
車両・運搬具	道路巡回車等 79台		651,796,036	
工具・器具・備品	工具・器具・備品 219件		80,062,989	
無形固定資産	電話加入権		2,247,981	2,247,981
投資その他の資産	敷金・保証金		10,324,500	11,278,680
その他の資産	自動車リサイクル料金預託金		954,180	
繰延資産				<b>999,141,586</b>
債券発行諸費	名古屋高速道路債券発行諸費		987,015,586	987,015,586
証書借入金諸費	証書借入金諸費		12,126,000	12,126,000
資 産 の 部 合 計				1,695,976,856,741

区 分	負 債 の 部		金 額
	内 訳	金 額	
	摘 要	金 額	金 額
流動負債		円	円
1年以内返済予定長期借入金			<b>99,330,467,415</b>
			78,298,341,139
	1年以内返済予定 名古屋高速道路債券 償還額	44,000,000,000	
	1年以内返済予定 愛知県借入金 償還額	7,553,486,111	
	1年以内返済予定 名古屋市借入金 償還額	7,553,477,363	
	1年以内返済予定 政府借入金 償還額	17,281,828,568	
	1年以内返済予定 地方公共団体金融機構借入金 償還額	1,909,549,097	
未払金			19,835,118,537
	高速道路建設費	499,777,288	
	建設事業附帯事務費	2,577,311	
	受託業務費	57,982,716	
	維持改良費	18,566,584,809	
	業務管理費	632,738,973	
	一般管理費	75,378,631	
	業務外支出	78,809	
未払費用			1,066,620,247
	名古屋高速道路債券の未払利息	970,949,647	
	愛知県及び名古屋市借入金(特別転貸債)の未払利息	89,579,349	
	地方公共団体金融機構借入金の未払利息	5,075,213	
	証書借入金の未払利息	1,016,038	
預り金			12,748,599
	源泉徴収所得税・住民税等 11件	12,748,599	
仮受金			39,941
	その他の仮受金		
	道路料金収入過剰金	39,941	
賞与引当金			117,598,952
	役員・職員に係る賞与引当金	117,598,952	
固定負債			<b>593,398,816,580</b>
名古屋高速道路債券			401,000,000,000
	名古屋高速道路債券	401,000,000,000	
愛知県借入金			38,681,324,319
	愛知県借入金(特別転貸債)	38,681,324,319	
名古屋市借入金			38,680,945,888
	名古屋市借入金(特別転貸債)	38,680,945,888	
政府借入金			87,974,390,420
	政府借入金(有料道路融資事業)	56,591,557,098	
	政府借入金(総合有料道路事業)	31,382,833,322	
地方公共団体金融機構借入金			7,915,677,841
	地方公共団体金融機構借入金	7,915,677,841	
長期借入金			11,000,000,000
	証書借入金	11,000,000,000	
退職給与引当金			871,961,752
	職員に係る退職給与引当金	871,961,752	
ETCマイレージ引当金			252,766,360
	ETCマイレージ引当金	252,766,360	
資産見返交付金			7,021,750,000
	愛知県交付金	3,510,875,000	
	名古屋市交付金	3,510,875,000	
特別法上の引当金等 償還準備金			<b>685,284,572,746</b>
	償還準備金	685,284,572,746	
負債の部合計			1,378,013,856,741
正味財産			317,963,000,000

平成30事業年度名古屋高速道路公社貸借対照表

平成31年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
勘 定 科 目	金 額	勘 定 科 目	金 額
	円		円
流動資産	18,118,405,689	流動負債	99,330,467,415
現金・預金	9,488,655,646	1年以内返済予定長期借入金	78,298,341,139
未収金	8,606,871,175	未払金	19,835,118,537
前払費用	23,378,267	未払費用	1,066,620,247
貸倒引当金	△499,399	預り金	12,748,599
固定資産	1,676,859,309,466	仮受金	39,941
事業資産	1,674,293,017,008	賞与引当金	117,598,952
道路	1,674,293,017,008	固定負債	593,398,816,580
事業資産建設仮勘定	1,791,504,763	名古屋高速道路債券	401,000,000,000
道路建設仮勘定	1,791,504,763	愛知県借入金	38,681,324,319
有形固定資産	761,261,034	名古屋市借入金	38,680,945,888
建物	29,402,009	政府借入金	87,974,390,420
車両・運搬具	651,796,036	地方公共団体金融機構借入金	7,915,677,841
工具・器具・備品	80,062,989	長期借入金	11,000,000,000
無形固定資産	2,247,981	退職給与引当金	871,961,752
電話加入権	2,247,981	ETCマイレージ引当金	252,766,360
投資その他の資産	11,278,680	資産見返交付金	7,021,750,000
敷金・保証金	10,324,500	特別法上の引当金等	685,284,572,746
その他の資産	954,180	償還準備金	685,284,572,746
繰延資産	999,141,586	(負債合計)	1,378,013,856,741
債券発行諸費	987,015,586		
証書借入金諸費	12,126,000	基本金	317,963,000,000
		愛知県出資金	158,981,500,000
		名古屋市出資金	158,981,500,000
		(資本合計)	317,963,000,000
資産合計	1,695,976,856,741	負債・資本合計	1,695,976,856,741

平成30事業年度名古屋高速道路公社損益計算書

平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで

費用の部		収益の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
	円		円
経常費用	78,236,502,185	経常収益	78,236,502,185
事業資産管理費	37,310,516,651	業務収入	78,101,597,255
道路管理費	36,270,678,951	道路料金収入	77,389,020,285
貸倒引当金繰入	499,399	ETCマイレージ還元負担金収入	609,216,911
ETCマイレージ還元負担金	1,039,338,301	ETCマイレージ引当金戻入益	4,097,087
一般管理費	1,955,335,251	業務雑収入	99,262,972
一般管理費	1,519,601,952	業務外収益	134,904,930
賞与引当金繰入	117,598,952	受取利息	23,835
退職給与引当金繰入	81,461,850	雑益	134,881,095
減価償却費	236,672,497		
引当金等繰入	31,881,418,569		
償還準備金繰入	31,881,418,569		
業務外費用	7,089,231,714		
債券利息	5,028,536,125		
借入金利息	1,875,938,903		
元利金支払手数料等	31,024,307		
債券発行諸費償却	144,763,739		
証書借入金諸費償却	6,837,000		
雑損	2,131,640		
合 計	78,236,502,185	合 計	78,236,502,185



[参考]

平成30事業年度名古屋高速道路公社キャッシュ・フロー計算書

平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで

(単位：円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期償還準備金繰入	31,881,418,569
減価償却費	236,672,497
債券発行諸費等償却	151,600,739
退職給与引当金等の増減額	22,227,163
E T Cマイレージ引当金の増減額	△ 4,097,087
貸倒損失	363,775
受取利息	△ 23,835
債券利息	5,077,905,714
借入金利息	1,888,475,421
固定資産処分益	△ 3,251,440
固定資産処分損	2,131,643
未収金(投資活動、財務活動を除く)の増減額	△ 572,250,418
その他の資産の増減額	△ 159,621,263
未払金(投資活動、財務活動を除く)の増減額	6,492,520,180
その他の負債の増減額	5,666,124
小計	45,019,737,782
利息の受取額	23,835
債券利息の支払額	△ 5,077,905,714
借入金利息の支払額	△ 1,888,475,421
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,053,380,482
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
事業資産の取得による支出	△ 813,636,132
事業資産の売却等による収入	17,500,000
建設仮勘定の取得による支出	△ 537,977,484
固定資産の取得等による支出	△ 195,717,426
固定資産の売却等による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,529,831,042
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入による収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入による収入	2,840,000,000
長期借入金の返済による支出	△ 44,581,635,176
利子補給金の受取額	0
利子補給金の支払額	0
債券の発行による収入	47,000,000,000
債券の償還による支出	△ 37,000,000,000
出資金の受入による収入	120,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 31,621,635,176
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	0
V 現金及び現金同等物の増加額	4,901,914,264
VI 現金及び現金同等物期首残高	4,586,741,382
VII 現金及び現金同等物期末残高	9,488,655,646

(注記)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金・預金	9,488,655,646 円
現金及び現金同等物	9,488,655,646 円

※本計算書は、公社法等に基づき作成した財務諸表ではなく、参考に作成したものです。

したがって、この計算書について監事の意見は付されておらず、また、設立団体の長への提出は行っていません。